

藤沢市青少年会館の指定管理者の指定について

1 選定経過

(1) 第1回審査選定委員会 令和7年7月17日

ア 藤沢市青少年施設次期指定管理者の選定方法及び候補者等について
イ 藤沢市青少年施設指定管理者募集要項（案）及び管理運営の基準（案）について

ウ 指定管理者審査方法について

エ 指定管理者審査選定スケジュールについて

(2) 第2回審査選定委員会 令和7年9月9日（書面開催）

募集要項及び管理運営の基準の記載内容の変更について

(3) 申請書の收受 令和7年9月19日

(4) 第3回審査選定委員会 令和7年10月9日

ア 指定管理者の選定について

（ア）プレゼンテーション及びヒアリング

イ 審査・採点

(4) 選定結果

申請書類及びプレゼンテーションによる審査・採点を実施した結果、事業計画や収支計画などについて170点満点中126.00点の評価を得たので、審査選定委員会は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団を指定管理者の最適な候補者として選定した。

2 審査基準

(1) 指定管理者であるための基本的理解

ア 指定管理者制度への基本理解

イ 管理運営の基本方針

(2) 管理運営能力

ア 団体の適性

イ 法令順守の取組

ウ 財務面の健全性・安定性

エ 管理運営実績

(3) 施設の効用の発揮

ア 施設利用の促進

イ サービスの向上

ウ 平等な利用の確保

エ 利用者意見等の把握

オ 施設・設備の維持管理

(4) 危機管理体制

ア 防犯・防災対策

イ 緊急時の対応

(5) 人員体制・経費

ア 人員体制

イ 収支予算書

ウ 効率的な運営

(6) 市の施策への理解

ア 情報の管理体制

イ S D G s の理解

ウ その他市の施策の理解

(7) 特記項目

ア 地域との協働・連携

イ 青少年団体との協働・連携

ウ 青少年育成事業推進

(8) 提案内容

ア 管理運営の基準との適合性

イ 特色ある提案

ウ 提案の実現性

3 事業計画書

別添のとおり

以 上



藤沢市青少年会館

[指定管理事業計画書]



目 次

I	団体の基本的要件	...	1
1	指定管理者であるための基本的理解	...	1
(1)	指定管理者制度への基本理解	...	2
(2)	管理運営の基本方針	...	3
2	管理運営能力	...	5
(1)	団体の適性	...	5
(2)	法令遵守の取組	...	8
(3)	財務面の健全性・安定性	...	11
(4)	管理運営実績	...	13
II	事業計画書	...	14
1	施設の効用の発揮	...	14
(1)	施設利用の促進	...	14
(2)	サービスの向上	...	19
(3)	平等な利用の確保	...	22
(4)	利用者意見等の把握	...	25
(5)	施設・設備の維持管理	...	27
2	危機管理体制	...	29
(1)	防犯・防災対策	...	29
(2)	緊急時の対応	...	31



目 次

3 人員体制・経費	…	33
(1) 人員体制	…	33
(2) 収支予算書	…	34
(3) 効率的な運営	…	41
4 市の施策への理解	…	43
(1) 情報の管理体制	…	43
(2) SDGs の理解	…	44
(3) その他の市の施策の理解	…	47
5 特記項目	…	49
(1) 地域との協働・連携	…	49
(2) 青少年団体との協働・連携	…	51
(3) 青少年育成事業の推進	…	52
III その他	…	57
1 提案内容	…	57
(1) 管理運営の基準との適合性	…	57
(2) 特色ある提案	…	57
(3) 提案の実現性	…	59





夢、希望、感動に溢れる 明るいみらいをみんなで創る

本財団は、未来を担う青少年の健全育成の推進、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を通じ、全ての市民の心豊かで活き活きとした健康な生活を形成するため、「夢、希望、感動に溢れる明るいみらいをみんなで創る」を経営の基本理念としています。

青少年事業においては、「こどもまんなか社会」の理念及び「藤沢市子ども・若者共育計画」、「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に基づき、こども一人ひとりの特性に応じた支援を通じて、主体性や創造性を育むことを重視しています。安心して過ごせる「居場所」を地域に創出し、関係団体やボランティアとの連携を強化しながら、すべてのこどもにとって夢と希望をもって歩める地域社会の実現に取り組んでいます。

一方で、現代の青少年を取り巻く環境は、不登校、ひきこもり、ネット依存、いじめなど、深刻で多様な課題が複雑に絡み合っています。家庭や地域との関係性が希薄になり、自己肯定感の低下や将来への不安を抱えるこどもも少なくありません。加えて、発達障がいや多文化的背景をもつこどもたちへの支援もますます重要性を増しています。こうした状況の中で、次世代を担う青少年の健やかな育成は、すべての市民の願いであり、行政・地域・関係機関が一体となって取り組む必要があります。

本財団は、前身である藤沢市青少年協会の時代から30年以上にわたり、藤沢市内の青少年施設を拠点に、健全育成事業を展開してきました。個別の活動を超えて、それらを継続的かつ有機的に連携させ、地域社会全体に広げていく中で、多くの青少年が成長し、やがては青少年育成ボランティアとして地域に貢献するという好循環を生み出しています。

また、施設の管理運営にとどまらず、行政・地域・青少年団体・青少年育成団体との橋渡し役（パイプ役）として機能し、青少年を取り巻く社会的環境の改善にも寄与してまいりました。今後もこの経験と信頼、そして広がりあるネットワークを生かし、地域に根差した事業のさらなる充実を図ってまいります。

そして、本財団は「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ～こども・若者一人ひとりの可能性を育み、誰一人取り残さない、あたたかい地域共生社会～」の実現に向け、引き続き力を尽くしてまいります。



(1)指定管理者制度への基本理解

藤沢市が策定した「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき、公の施設の管理において、民間事業等の有するノウハウを活用することにより、**市民サービスの質の向上などを図ること**、そして、この制度が公の施設の設置目的を**より効果的に達成するための制度であることを**十分に理解し、藤沢市青少年施設の指定管理者として、これまでの経験と実績を生かし、適正な管理運営を行います。

また、本財団が掲げる「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」の4つの基本方針からなる財団運営方針に沿って策定した中期経営計画に取り組み、公共サービスの一翼を担う法人として「市民サービスの質の向上」、「管理経費の縮減」の役割を果たします。

基本方針**人材育成**

利用者ニーズを的確に捉え、満足度の高いサービスを提供できる職員の人材育成

財務運営

安定的、継続的な運営に向けた財務基盤の確立

事業運営

多様化する市民ニーズに対して意見や要望の把握・反映に努める事業運営

組織運営

企業倫理に基づき行動・実践し、生きがいをもって働くことができる組織づくり



(2) 管理運営の基本方針

① 藤沢市青少年施設の管理運営基本方針

本財団は、青少年健全育成の拠点施設である藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市立児童館、藤沢市地域子どもの家の指定管理者として、「藤沢市子ども・若者共育計画」の柱である「多様な体験活動の推進」「非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組」「子ども・若者の居場所の充実」「子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実」を十分に理解し、それに基づいた事業展開と施設の管理運営を行います。併せて、「子ども・若者の意見表明・意見反映」及び「地域全体で支える基盤づくり」といった基本目標の実現にも取り組みます。

これらの取組については、本財団はこれまで30年以上にわたる青少年施設の管理運営で培ったノウハウや地域とのつながりを最大限に活用します。また、市内の青少年団体や育成団体、校長会、各施設の運営委員長など、専門分野の方々で構成された本財団青少年事業部の専門委員会「青少年育成委員会」の指導、助言を受けながら、“こどもまんなか”の理念に基づいて運営を行います。

本財団は「すべての子どもが夢や希望を持ち、未来を思い描ける社会の実現」を基本方針に掲げ、すべての青少年施設の運営に取り組んでまいります。

すべての子どもが夢や希望を持ち、未来を思い描ける社会の実現

1. 豊かな体験機会の提供を通じて、子どもの未来の選択肢を広げる

すべての子どもが家庭の経済的状況に左右されることなく、多様な体験や人との出会いを通じて、将来に希望をもてるよう支援します。季節行事や自然体験など、豊かなプログラムを開発し、学びと成長の機会を広げます。

2. すべての子どもが安心して過ごせる“イイ場所”的創出

学校や家庭とは異なる「第三の居場所」として、自由で安全、そして楽しく過ごせる空間づくりを行います。子どもの自主性を尊重し、信頼できる大人の見守りと適切な“仕掛け”を通して、子どもが自ら遊び・考え・関わる力を育みます。

3. 子どもの声に耳を傾け、施設運営に反映する

日常的な関わりを通じて子どもの声を丁寧にすくい上げ、事業運営や環境整備に反映します。一方的なサービス提供ではなく、子どもたちとともに創る参加型の運営を重視し、主体的な参画意識を育みます。フィードバックも丁寧に行い、双方向の信頼関係を築きます。

4. 「気になる子ども」への丁寧なアプローチ

「気になる子ども」の存在に気づき、個々の背景や気持ちに寄り添った支援が届くよう、スタッフやボランティアが日々の関わりを大切にします。ちょっとした声かけや共に過ごす時間を通して、子どもの自己肯定感や安心感が育まれるよう、細やかな支援を心がけます。

5. 地域と連携し、共に子どもを育む

地域の団体、学校、行政等と連携し、子どもにとって最も身近な生活環境である地域の中で育ちを支えます。施設は地域のハブとして、子ども・若者・保護者・地域住民をつなぐ共育の場をめざします。



②公の施設管理者として

本財団は、指定管理者として藤沢青少年会館などの青少年施設についても、4指定管理（26施設）の管理運営を行うほか、藤沢市運動施設等の管理運営を行っています。長年にわたり公の施設の管理運営を行ってきた経験と実績を生かし、今後も利用者が安心して快適に利用できるよう配慮します。

とくに、以下の10項目を主な心構えとして掲げ、職員一同、実行します。

《公の施設の管理者としての心構え》

- 1 各施設の「指定管理者管理運営の基準」に従い、施設の管理運営を行うとともに藤沢市と密接な連携を図り、藤沢市の施策に沿った運営を行います。
- 2 市民が公平に施設利用及び事業参加できるよう公平性、透明性のある運営を行います。
- 3 利用者の安全管理、衛生管理を徹底し、市民が安心して利用できる施設づくりを行います。
- 4 「藤沢市子ども・若者共育計画」に基づき、事業展開、施設運営を行います。
- 5 「藤沢市緑の基本計画」に基づき、緑の保全・創造・普及に努めます。
- 6 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境への負荷の低減が図られる資材を利用するなど、環境に配慮した施設運営を行います。
- 7 「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」並びに「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対策要領」に従い、誰もが公平に施設利用や事業参加ができるよう配慮した施設運営を行います。
- 8 処分権限を有する指定管理者であることを十分に認識し、実施機関として、「個人情報の保護に関する法律」及び「藤沢市情報公開条例」並びに「藤沢市暴力団排除条例」はもとより、本財団において整備した同様の規程を遵守し、藤沢市に準じた施設運営を行います。
- 9 施設に関する条例に定められた事項、その他関連法令などを遵守し、施設運営を行います。
- 10 公の施設の適正な管理運営において、SDGs（持続可能な開発目標）のもと「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現をめざします。



経験豊富な指定管理者として、最適で安定感のある施設管理を実現します。

- 公益財団法人の高い信頼性に基づき、青少年施設の適正な管理運営体制を整えています。
- コンプライアンス規程と行動指針を定め、相談窓口と委員会の組織体制を整備しています。
- 利用者の安全管理と職員が心身ともに健やかに安全に働く職場環境づくりに努めています。

(1)団体の適性

①法人の概要

2025年 9月 1日現在

名称	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団																
所在地	〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所分庁舎2階	電話番号 FAX	0466-21-7861 (事務局総務課) 0466-50-8263														
代表者	理事長 宮治 正志																
沿革	1995年(平成7年) 4月 1日 財団法人藤沢市青少年協会が設立（財団法人藤沢市みらい創造財団の前身） 2000年(平成12年) 12月 1日 財団法人藤沢市スポーツ振興財団が設立 2010年(平成22年) 4月 1日 財団法人藤沢市青少年協会・財団法人藤沢市スポーツ振興財団・財団法人藤沢市芸術文化振興財団の3財団が統合し「財団法人藤沢市みらい創造財団」として事業を開始 2012年(平成24年) 4月 1日 公益財団法人移行認定を受けて、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」に名称変更																
事業内容	■公益目的事業 (1) 青少年の健全な育成を目的とする事業 (2) 市民の生涯スポーツの推進と健康づくりを目的とする事業 (3) 芸術文化の振興を目的とする事業 ■収益事業等 (1) 収益事業 物品販売事業及び駐車場管理運営業務 (2) その他事業 藤沢市からの受託事業など																
理事会 評議員会	■理事会構成 <table border="1"> <tr><td>理事長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副理事長</td><td>2人</td></tr> <tr><td>専務理事</td><td>1人</td></tr> <tr><td>常務理事</td><td>1人</td></tr> <tr><td>理事</td><td>16人</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2人</td></tr> </table> ■評議員会構成 <table border="1"> <tr><td>評議員</td><td>17人</td></tr> </table>	理事長	1人	副理事長	2人	専務理事	1人	常務理事	1人	理事	16人	監事	2人	評議員	17人	【理事・評議員選出団体】 <ul style="list-style-type: none"> 藤沢市青少年育成協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 藤沢市ボイスクワット連絡会 藤沢市青少年指導員協議会 地域子どもの家運営委員長会議 藤沢S・L少年団 児童クラブ運営委員長会議 藤沢地区保護司会 学識経験者 藤沢商工会議所 東京地方税理士会藤沢支部 藤沢市会計課 藤沢市立小学校長会 藤沢市立中学校長会 藤沢市体育協会 藤沢市スポーツ推進委員協議会 藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 藤沢市スポーツ少年団本部 藤沢市レクリエーション協会 藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会 公益社団法人藤沢市医師会 藤沢市合唱連盟 藤沢市民交響楽団 藤沢市文化団体連合会 藤沢エフエム放送株式会社 藤沢市生涯学習部 藤沢市子ども青少年部 	
理事長	1人																
副理事長	2人																
専務理事	1人																
常務理事	1人																
理事	16人																
監事	2人																
評議員	17人																

*青字は「市内青少年関係団体」



②法人の種別

神奈川県知事から公益法人としての認定を得て、平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。これからも公益財団法人としての役割を果たし、効率的かつ効果的な事業運営と利用者サービスの質のさらなる向上に努めます。

③基本理念

未来を担う青少年の健全育成の推進、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を通じ、全ての市民の心豊かで活き活きとした健康な生活を形成するため「夢、希望、感動に溢れる明るいみらいをみんなで創る」を経営の基本理念としています。

④経営方針

本財団が掲げる4つの基本方針「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」に関する基本的な考え方を運営方針に定め、本財団の「経営計画2028」に基づき、市民により一層信頼され、親しまれる「みらい創造財団」をめざします。そして、将来に向けて持続的な運営をめざすとともに、今後も、専門性と多様性をもって多様化する市民ニーズに的確に対応した安全で質の高い市民サービスの提供に取り組みます。

⑤青少年事業の運営方針

こども家庭庁の施策の進展を注視しながら藤沢市の施策と連動し、地域におけるこども・子育て支援の充実に向け、本財団が管理運営する青少年施設において、同じ時間を共有する仲間との交流とともに世代を超えた多様な人的な交流が営める身近な地域の居場所として、さらにはこどもたちの「社会性」「協調性」「自己肯定感」を育む場としての役割を最大限に果たしていきます。

こうした取組には、地域の方々や青少年団体、民間団体やボランティアとの連携・協力により地域が持つ力を生かしていくことが重要であることから、地域人材の活用方法の検討や新たな地域人材の発掘も同時に進めながら、体験事業等を通して多様な他者と協働することでこどもたちの能力形成の機会を提供し、こどもたちの健やかな成長と保護者の子育てを支援していきます。

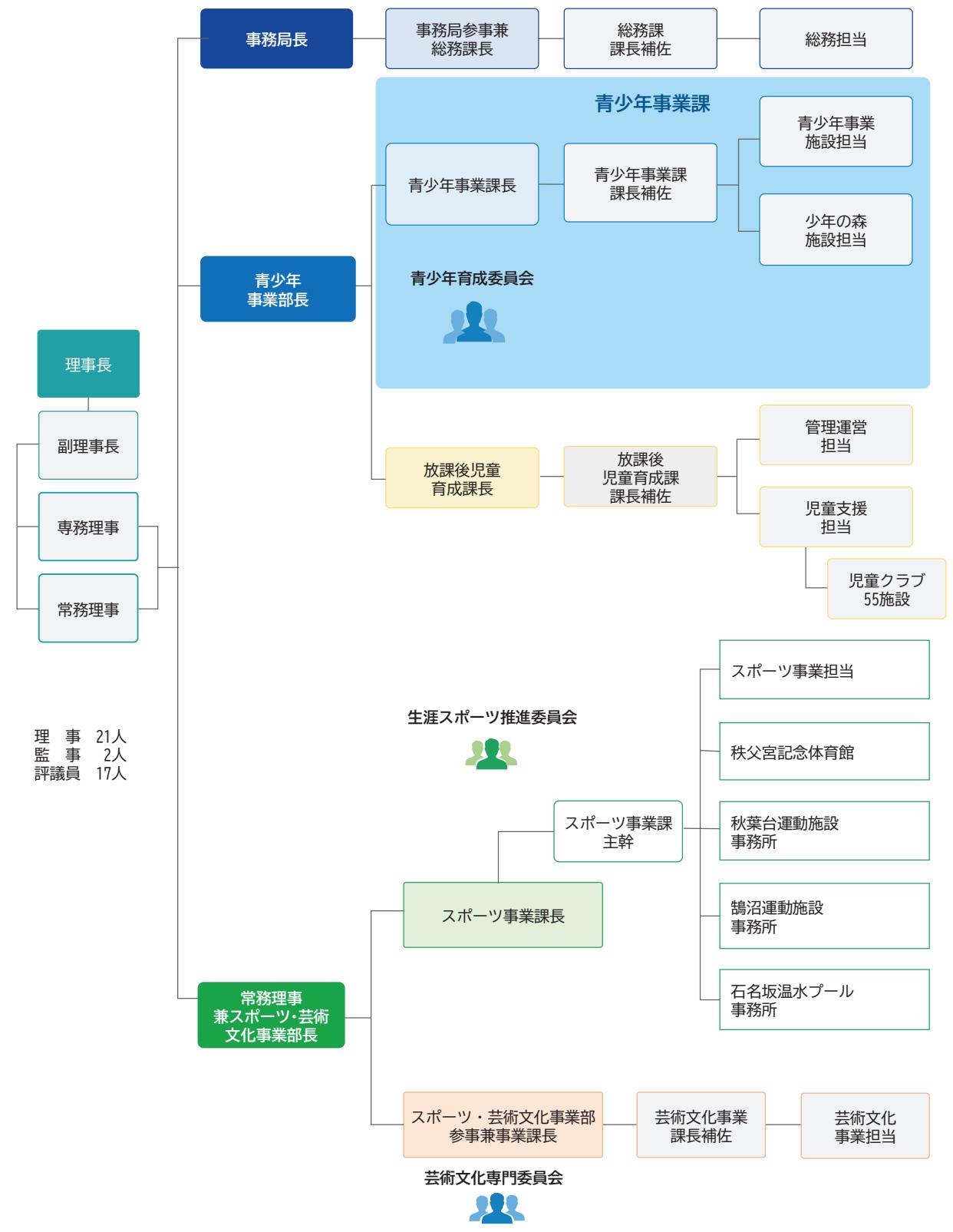


⑥組織図・体制

公益財団法人として専門的な知識を有する方々で構成する理事会及び評議員会を定期的に開催しています。さらに専門的分野に関しては、各事業部門に専門委員会（青少年育成委員会、生涯スポーツ推進委員会、芸術文化専門委員会）を設置し、事業運営の方向性や課題などについて協議・検討し、事業の円滑な推進を図っています。

組織図

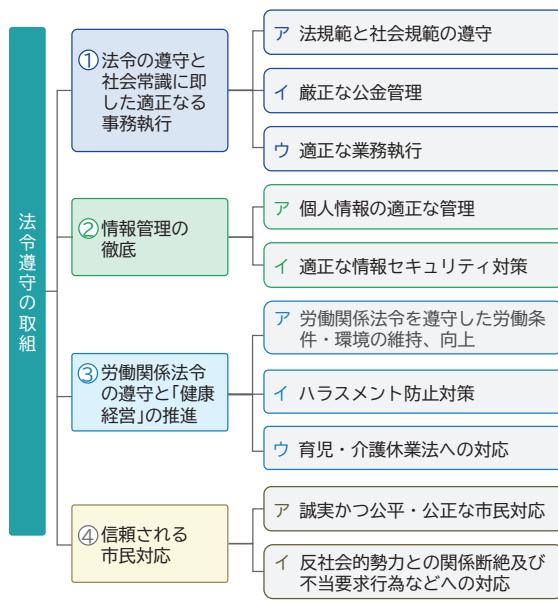
2025年 9月 1日現在



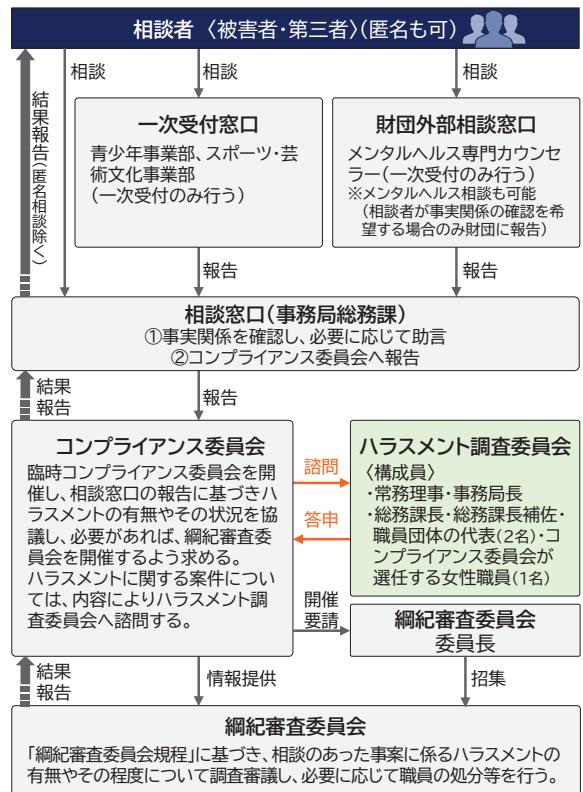


(2) 法令遵守の取組

法令や社会的規範、企業倫理などを遵守することは、藤沢市が出資する公益財団法人の基盤となる重要事項と理解し、社会的信頼性と業務運営の公正性の確保を目的とした「コンプライアンス規程」と「コンプライアンス行動指針」を定めています。全ての職員が共通の認識と高い意識をもつて行動します。



法令遵守の取組



本財団におけるコンプライアンス行動実践のための組織体制

① 法令の遵守と社会常識に即した適正なる事務執行

▶ ア 法規範と社会規範の遵守

- 事務の執行にあたっては、指定管理者管理運営の基準に示された法令及び藤沢市の例規を遵守し、その内容を十分理解したうえで、適切に対応します。
- 職場において、法令などの違反行為や違反の可能性がある行為を認識したときは、隠ぺいなどを含め見過ごすことのないよう「公益通報者保護規程」に基づいて適切に対応します。

▶ イ 厳正な公金管理

施設使用料や事業参加費などの現金（公金）の取り扱いに関しては「現金等収納及び取扱いマニュアル」に基づき、2人以上による確認作業を徹底し、金庫内の現金と現金在高表と照合のうえ、適正に管理します。

▶ ウ 適正な業務執行

コンプライアンスについては、職員のみならず、再委託業者にもそれぞれの業務に求められる法令について仕様書に記載し、関係法令の遵守を徹底します。



②情報管理の徹底

▶ ア 個人情報の適正な管理

公益財団法人として、職員一人ひとりが高い意識を持ち「個人情報の保護に関する法律」及び本財団の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報管理責任者に青少年事業課長、個人情報管理補助者に**システム管理担当**を配置し、適正に運用管理します。

情報管理

- 個人情報を管理しているパソコンへのアクセスはパスワードで管理しており、アクセス権限のある職員が操作を行います。パスワードは定期的に変更して情報管理を徹底しています。

情報の収集及び利用

- 業務を適切かつ円滑に遂行するため、個人情報を適正な手段により収集・利用します。収集する場合は、本人にあらかじめ知らせるとともに、目的達成に必要最小限の情報を収集します。

第三者への提供

- 法令に定められている場合や本財団理事会で情報提供することが適当であると承認された場合を除き、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

開示・訂正

- 個人情報の開示・訂正などを求められた場合は、法令・本財団の規程に基づき、適切に対応します。

▶ イ 適正な情報セキュリティ対策

- 重要な情報資源としての電子データは、本財団独自のデータサーバーに保存していますが、クラウドサーバー化など、より安全なデータ保存方法と情報管理の強化にも取り組みます。
- 情報セキュリティ対策の重要性を職員一人ひとりが認識する研修を行い、適正に情報を取り扱い、管理する意識と行動を徹底します。
- 「個人情報取扱事業者保険」に加入し、万が一、本財団が管理する個人情報が不正アクセスなどにより、漏洩した場合に生じる賠償責任や各種対応費用の負担に備えます。

③労働関係法令の遵守と「健康経営」の推進

▶ ア 労働関係法令を遵守した労働条件・環境の維持、向上

- 「労働基準法」をはじめ、「労働安全衛生法」や「男女雇用機会均等法」などの労働関係法令を遵守した就業規程と、その他関係規程を整備しています。今後も職員誰もが安心して働くことができる労働条件と労働環境の維持、向上に努めます。
- 職員一人ひとりが、心身ともに健やかに働くことができる職場環境をめざし、全国健康保険協会神奈川支部より認定される「かながわ健康企業宣言」の「健康優良企業」認定において、本財団は現在4つ星を取得しています。
- 指定管理期間において、最高位の5つ星認定証の取得に向けて、引き続き職員の健康づくりに取り組みます。



かながわ健康企業宣言認定証

▶ イ ハラスメント防止対策

- セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどをはじめとする各種ハラスメントは、職員の勤労意欲を低下させるとともに、職場環境の悪化を招き、円滑な職務の遂行を阻害する行為であることから、本財団「コンプライアンス委員会」を中心とした意識啓発・防止対策の取組を進めます。
- 継続した悪質なクレームは、職員に過度なストレスを与えるとともに、通常業務に支障を生じさせる懸念があるため、カスタマーハラスメント防止対策の取組を進めます。



▶ ウ 育児・介護休業法への対応

令和6年5月に改正された「育児・介護休業法」による、育児期の「柔軟な働き方を実現するための措置」の導入が義務付けられることにともない、本財団でも各種措置を導入し、仕事との両立を支援できる職場環境を整えます。

④信頼される市民対応

▶ ア 誠実かつ公平・公正な市民対応

市民と接するときには、自らの対応が本財団だけではなく藤沢市全体への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応を行うとともに、市民からの意見や相談、苦情などについては、プライオリティを高め、常に市民の立場に立ち、親切丁寧な対応を心がけます。

▶ イ 反社会的勢力との関係断絶及び不当要求行為などへの対応

- ・反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。
- ・本財団への要望や苦情などが、暴力や脅迫を伴う不当な手段によって職務を強要するなどの不当要求行為等に該当する場合には「不当行為等の対策に関する要綱」に基づき、毅然とした態度で対応します。
- ・新たな管理責任者が着任した際には「不当要求防止責任者講習」を受講します。



不当要求防止責任者選任事務所



(3)財務面の健全性・安定性

本財団の財務状況は、財務諸表に基づく一般的な財務分析から示される数値により、公益財団法人として適正であり、当該指定管理施設の管理運営を計画的かつ安定的に行える経営資力を有しています。

①過去3か年の財務諸表

貸借対照表		(単位：千円)		
	科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	資産の部			
	流動資産	481,722	604,594	597,773
	固定資産	1,397,448	1,441,243	1,473,939
	資産合計	1,879,170	2,045,837	2,071,712
2	負債の部			
	流動負債	420,988	395,730	336,150
	固定負債	602,121	626,026	685,339
	負債合計	1,023,109	1,021,756	1,021,489
3	正味財産の部			
	一般正味財産	448,618	581,521	614,348
	指定正味財産	407,443	442,560	435,875
	正味財産合計	856,061	1,024,081	1,050,223
	負債及び正味財産合計	1,879,170	2,045,837	2,071,712

正味財産増減計算書		(単位：千円)		
	科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	収益	3,133,830	3,321,272	3,436,440
2	費用	3,189,991	3,148,362	3,405,123
3	法人税・住民税及び事業税	70	4,890	5,175
	【当期正味財産増減額】	△ 56,231	168,020	26,142
	【正味財産期首残高】	912,292	856,061	1,024,081
	【正味財産期末残高】	856,061	1,024,081	1,050,223

②財務分析表(安全性分析)

財務分析表

財務指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
流動比率	114.4%	152.8%	177.8%
負債比率	119.5%	99.8%	97.3%
固定長期適合率	95.8%	87.3%	84.9%
自己資本比率	45.6%	50.1%	50.7%

■流動比率 【(流動資産 ÷ 流動負債) × 100%】

短期的な支払い能力を示す。この数字が高いほど財務の短期安全性が高く、一般的には100%以上が望ましい。

■負債比率 【(負債 ÷ 正味財産) × 100%】

正味財産に対する負債の割合を示す。この数字が低いほど財務の中長期的安全性が高く、一般的には100%未満が望ましい。

■固定長期適合率 【固定資産 ÷ (正味財産 + 固定負債) × 100%】

正味財産と固定負債の合計額に対する固定資産の割合を示す。この数字が低いほど財務の長期的安全性が高く、100%未満が望ましい。

■自己資本比率 【(正味財産 ÷ 総資産) × 100%】

総資産に占める正味財産の割合を示す。この数字が高いほど財務の中長期的安全性が高く、一般的に30%以上が望ましい。



③安定した財務基盤の確立

▶ ア コスト意識及び経営感覚の醸成

事業の企画及び実施にあたっては、間接費用を含めた費用と収益性を意識して取り組みます。

▶ イ 現場目線の事務改善(効率性の確保)

業務執行においては満足度の向上やニーズの反映とともに事業の有効性への意識が必要です。そのために、個々の職員が現場目線から問題意識を持ち、スクラップ＆ビルトなどの視点での改革や積極的な新たな自主財源獲得を進めます。

▶ ウ 収支の適正化

「適正な収入を得て適正な支出をする」ことを念頭に、必要経費に見合った収入であるか、収入規模に応じた事業規模であるか等を検証し、より実質的な収支均衡を保っていくよう努めます。

▶ エ 業務の効率化

生産性を向上させ、職員の負担軽減にもつながる業務の効率化を進めるため、柔軟な発想や意識改革による業務手法の改善の促進とともに、新たな技術等を効果的に活用していきます。

▶ オ 新たな公益法人会計基準の理解及びより効果的な財政運営への活用

認定法の改正により自由度が増している収支相償原則などの趣旨を理解し、より効果的な財務運営につながるよう活用していくとともに、引き続き赤字を抑える経営努力が不可欠であるということを組織目標として取り組んでいきます。



I 団体の基本的要件 2 管理運営能力

(4)管理運営実績

本財団は、藤沢市青少年協会の時代から30年以上にわたり、藤沢市の出資団体として、行政、地域、関係団体、学校と連携し、青少年施設等の管理運営及び青少年健全育成事業を行ってきました。また、青少年団体、青少年育成団体と行政との橋渡し役（パイプ役）を務め、支援を行うことで、青少年健全育成の社会的環境の向上にも貢献してきました。

指定管理期間	年数	指定管理区分	管理施設	
平成17年度～平成19年度	3年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館	辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森	
平成20年度～平成24年度	5年	藤沢市立児童館指定管理者	大鋸児童館	辻堂砂山児童館
			辻堂児童館	石川児童館
平成25年度～平成29年度	5年	藤沢市地域子どもの家指定管理者	鵠洋児童館	
			湘南台子どもの家 片瀬子どもの家 羽鳥子どもの家 中里子どもの家 藤沢子どもの家 鵠沼子どもの家 大越子どもの家 大庭子どもの家 六会子どもの家	長後子どもの家 鵠南子どもの家 八松子どもの家 本町子どもの家 秋葉台子どもの家 高谷子どもの家 俣野子どもの家 村岡子どもの家
平成30年度～令和4年度	5年	藤沢市青少年会館指定管理者 藤沢市少年の森指定管理者 藤沢市立児童館指定管理者	藤沢青少年会館	辻堂青少年会館
			藤沢市少年の森 大鋸児童館 辻堂児童館 鵠洋児童館	辻堂砂山児童館 石川児童館
令和5年度～令和7年度	3年	藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 片瀬子どもの家 羽鳥子どもの家 中里子どもの家 藤沢子どもの家 鵠沼子どもの家 大越子どもの家 大庭子どもの家 六会子どもの家	長後子どもの家 鵠南子どもの家 八松子どもの家 本町子どもの家 秋葉台子どもの家 高谷子どもの家 俣野子どもの家 村岡子どもの家 大道子どもの家
			藤沢青少年会館指定管理者 藤沢市少年の森指定管理者 藤沢市立児童館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館 藤沢市少年の森 大鋸児童館 辻堂児童館 鵠洋児童館
令和5年度～令和7年度	3年	藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 片瀬子どもの家 羽鳥子どもの家 中里子どもの家 藤沢子どもの家 鵠沼子どもの家 大越子どもの家 大庭子どもの家 六会子どもの家	長後子どもの家 鵠南子どもの家 八松子どもの家 本町子どもの家 秋葉台子どもの家 高谷子どもの家 俣野子どもの家 村岡子どもの家 大道子どもの家

※ 平成21年度までは、財団法人藤沢市青少年協会として管理運営。

※ 村岡子どもの家については、移転により閉館した平成26年12月1日～平成28年3月1日までの期間、管理運営実績なし。

※ 平成31年4月1日から藤沢子どもの家がFプレイスへ移転。

※ 令和3年4月1日に大道子どもの家が新設され、同年4月より管理運営。



地域に愛され期待される施設、持続可能な居場所をめざします。

- 「また来たい」と感じる施設の居心地の良さを追求し、魅力ある居場所づくりを進めます。
- 利用者ニーズや社会情勢の変化に応じた改善を行い、利用者の拡大と施設利用の促進を図ります。
- 平等・公平性を重視し、運営の透明性を確保することで、信頼される施設運営を行います。

(1)施設利用の促進

①地域に根差した取組の推進

- ・地域に根差した運営を通じて、青少年の健全育成と施設利用促進の両立をめざします。「青少年会館まつり」や「地域交流事業」などを地域団体や学校、自治会と協働して実施し、**地域とのつながりを深めるとともに、施設の認知度向上**と来館促進を図ります。
- ・地域の意見や課題を施設運営に反映するため、地域団体・学校長・自治会等で構成する**「青少年会館運営委員会」**を定期的に開催し、地域の声を生かした運営を行います。
- ・本財団は、前身である藤沢市青少年協会から**30年以上にわたり培ってきた地域との信頼と絆を大切**にし、これをさらに深めながら、こどもたちが安心して成長できる**“地域で育てる青少年の拠点”**としての役割をしっかりと果たします。



青少年会館まつり

②利用者ニーズに沿った事業運営による利用者の獲得

▶ ア 横断的なイベント実施による新たな利用者の獲得

本財団のスケールメリットを最大限に生かし、青少年部門・スポーツ部門・芸術文化部門の各事業を横断的に紹介する「みらい横断スタンプラリー」を実施します。これにより、異なる分野に興味を広げてもらうとともに、**小・中学生や親子世代の利用・参加を促進**し、新規利用者獲得につなげます。



▶ イ 施設供用時間の拡大

藤沢青少年会館「自習室」を利用者の利便性向上及び受験期直前応援を目的として、午後9時までの利用を**午後9時45分まで利用時間を拡大し、利用者ニーズ**に応えます。

▶ ウ こども・若者にとって魅力のある会館へ

日頃からこども、若者が多く集うフリースペースや談話室について、会館スタッフによるモニタリングやwebアンケートを実施し、青少年の**ニーズや声に応えた魅力ある運営**を図ります。使いやすい空間や快適性を高める工夫（レイアウト変更、備品の拡充、滞在しやすい環境整備など）を段階的にを行い、実際のニーズに応じた改善を重ねていきます。

▶ エ 青少年ボランティアステーション×チームFUJISAWAとの連携

こどもに関わるボランティアを希望する青少年のため、本財団独自の**「青少年ボランティアステーション」**を設置し、登録制で受け入れを行っています。主な活動としては、ボランティア機会を提供するとともに、事業実施の際のこどもリーダーや職員の補助的な役割を担って参加をいただいている。今後も藤沢市が行っている**「チームFUJISAWA 2020」**と連携し、ボランティアに興味のある青少年へ直接情報を届けるとともに、青少年がボランティア活動を通して自身の成長ができる機会を提供します。

青少年ボランティアステーション
登録者参加事業「自然体験活動」



II 事業計画書 1 施設の効用の発揮

③利用者の満足度向上と新規利用者獲得のための取組

▶ ア 利用者意見などを取り入れた利用者満足度を高める取組

施設では、設備や備品も含め30年以上が経過しているため、現在の利用者ニーズや利用環境などにそぐわない状況が増えています。今後も、藤沢市と連携を図り、計画的な更新や修繕などを行い、**利用者の満足度と利用率の向上**に努めます。

※新規設置や修繕の費用には、本財団が**効率的な運営により捻出した資金の一部も活用**します。

【主な取組】

トイレ手洗い場の自動洗浄器の設水洗浄・照明の人感センサー設置 など

▶ イ 青少年育成事業の推進

藤沢市の**青少年健全育成事業の拠点施設**として各年代別のリーダー育成事業、市内青少年関係団体の交流事業、子ども・若者自立支援事業、青少年活動指導者養成講座、青少年ボランティアステーションなど、青少年の健全育成事業を推進するうえで必要不可欠な**全市的事業を実施**します。

【主な事業】

小中高校生リーダースクール、リーダースクール、青少年団体交流事業、青少年国際化推進事業、育成指導者研修 など



小学生リーダースクール

▶ ウ スケールメリットを生かした事業展開

本財団のスケールメリットを最大限に生かし、スポーツ事業課及び芸術文化事業課と連携・協働した複合的な事業を展開してまいります。

例えば、こども・若者に「インクルーシブ事業」・「着衣泳」体験、「湘南藤沢市民マラソン」でのボランティア活動、「ふじさわみらい合唱団」に関する情報提供など、青少年の健全育成事業を推進します。



湘南藤沢市民マラソン
ボランティア活動

▶ エ 若年層の居場所としての機能強化

家庭や部活動等以外に行き場の限られる若年層に向けて、放課後の「安心できる居場所」としての機能を強化し、孤立・非行防止、次世代のリーダー育成や地域参加の接点づくりを図ります。「みらいユースデー」を設け、自習、雑談、ボードゲームなど多様な過ご方や気軽な相談・対話ができる体制を整備します。また、定期的に居場所コーディネーターを配置し、利用者同士の交流を促します。



(仮称)みらいユース居場所デー

▶ オ 子育て支援事業の拡大

子育て世代を対象に、育児相談・親子ふれあい教室・子育て講座などを実施することで、保護者層の来館機会を増やし、施設への親近感を高めます。また、多目的トイレなど、環境面の整備も併せて行うことで、安心して利用できる場とします。

【主な事業】

親子にっこり講座、親子あそび場

藤沢市・子育て広場及び0~6ヶ月ベビーのひろば＆プレママ巡回 など



親子にっこり広場

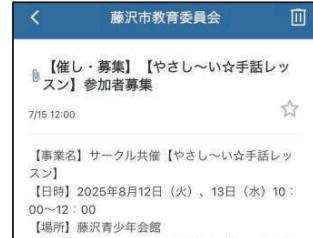


II 事業計画書 1 施設の効用の発揮

④地域・市民に届く広報活動

▶ ア 広報媒体の活用

- 利用者や事業参加者をより多くの市民に広げるため、藤沢市の広報媒体「広報ふじさわ」・「公式facebookページカラフルフジサワ」を活用し、情報発信を引き続き行っています。
- 全市的な青少年健全育成情報を届けるため、**市内公立小・中学校全世帯へ情報提供するため**、保護者連絡ツール「すぐーる」を活用し、教育現場と連携した効果的な情報発信に努めます。



すぐーる

▶ イ ホームページコンテンツの充実

- 本財団の**ホームページを全面リニューアル**し、青少年会館の施設案内や団体登録、フリースペース、自習室等の情報をホームページに掲載し、広く周知することで、新規利用者の促進につなげていきます。
- 工事や自然災害等による臨時閉館等の情報について、迅速に本財団ホームページに掲載し市民に早急に情報が届くように努めます。
- 各種事業の参加者募集やクローズアップ情報によるタイムリーな情報発信を行います。



本財団ホームページ

▶ ウ SNSを活用したタイムリーな情報発信・提供

利用者が求める適切な情報をタイムリーに提供するため、これまで活用してきた広報媒体はもちろんのこと、多くのフォロワーを獲得してきた**SNS (X・LINE)**を積極的に活用し、その効用を生かした情報発信に努めます。

【主な具体的内容】

フリースペースなどの当日利用状況、事業募集、イベント開催状況、ボランティア募集など



藤沢青少年会館 X(旧Twitter)

▶ エ 季刊誌の発行

- 本財団では、青少年・スポーツ・芸術文化の**各分野の記事を盛り込んだ季刊誌**を年4回発行しています。
- これまで特定の分野を愛好していた市民が、異なる分野の記事に触れることで関心を持ち、各分野の新たな愛好者へつながることが期待されます。
- 季刊誌は多くの方が目にできるよう、**Web上に掲載**するとともに、待ち時間などに手に取りやすい施設については、**印刷物として約16,000部（年4回×4,000部）**を配架しています。

【主な配架施設】

本財団管理施設、藤沢市役所、市内各市民センター、市内各図書館、市内小田急線各駅など



財団季刊誌
「Fujisawa MIRAI.net」



II 事業計画書 1 施設の効用の発揮

▶ オ 青少年会館リーフレットによる周知

- ・こどもや若者が安心して利用できる青少年会館の所在地や連絡先、アクセス方法、使用方法等を記載したリーフレットを発行します。
- ・リーフレットは本財団管理運営施設や公共施設に配架し、市民への周知を図ります。



青少年会館 リーフレット

▶ カ 財団のスケールメリット生かした広報活動

- ・本財団が管理運営する青少年施設やスポーツ施設のほか、関連する各種団体と連携し、相互の強みを生かした広報活動を展開します。具体的には施設パンフレットや事業チラシの配布に加え、他の青少年団体の情報も積極的に掲載することで、幅広い青少年育成事業の周知と相互利用の促進を図ります。
- ・**市内全体を巻き込んだ「横断型の広報ネットワーク」を形成することをめざします。**各施設・団体の活動が相互に補完し合い、地域のこどもたちや保護者にとって身近で魅力的な情報源となることをめざします。



チラシ等を配架

▶ キ マスコットキャラクター「みらぞう」を活用した案内及び施設づくり

本財団公式マスコットキャラクター「みらぞう」は、本財団発足記念フェスティバルを契機に誕生しました。事業用チラシや施設内外の案内掲示物等に「みらぞう」を活用することで、こどもが親しみやすい環境づくりに努めます。



公式マスコット「みらぞう」



⑤居心地のよい施設づくり

施設内外に四季の行事にちなんだ装飾を施し、憩いの場所としてくつろげる場を提供します。

【装飾実績例】

春：ひな祭り 夏：お祭り・七夕
秋：ハロウィン 冬：クリスマス
その他：青少年の被害・非行防止全国強調月間 など



⑥こども・若者のための居場所づくり

こども家庭庁が示す「心身の状況や環境にかかわらず、こども・若者の権利が守られ、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会」を実現するために、こども・若者が「行きたい」、「やってみたい」、「居たい」と思えるフリースペース・談話室の機能を強化し、居場所の拡充を図ります。

【新たな取組】

チャレンジボードの設置	「やってみたいこと」を書き込めるボードを設置し、ニーズ調査をおこなう。
みらいユースデー	雑談、ボードゲームなど多様な過ご方や気軽な相談・対話ができる体制を整備。
学習サポートデー	大学生やボランティアによる宿題、学習支援を実施。
ゆるスポーツデー	卓球やペタンクなど簡単で誰でも参加しやすい運動を展開。
創作・工作デー	工作など物づくりができる時間を設け、展示をおこなう。
リラックスデー	クッション、本、落ち着ける区間を整備し、過ごしやすさの向上を図る。
デジタルの活用による居場所拡大	オンラインイベントの開催や交流ルームなどを居場所の多様性を広げる。



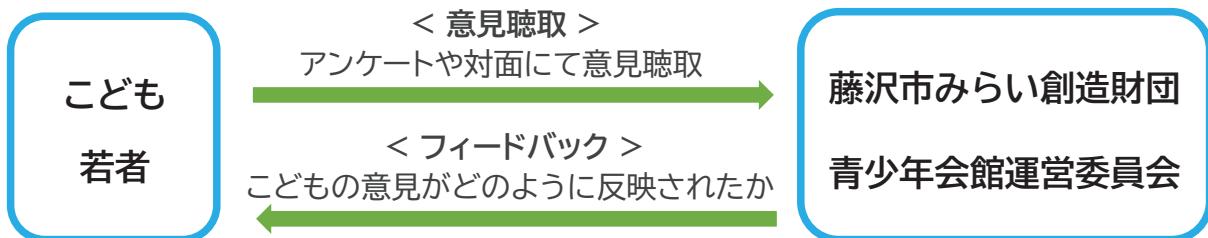
II 事業計画書 1 施設の効用の発揮

(2)サービスの向上

青少年の健全な育成を支える拠点としての役割を果たすとともに、地域に開かれた施設としてさらなるサービス向上を図ることが求められています。利用者の多様なニーズに対応し、より魅力的で使いやすい施設をめざすことで、その効用を最大限に発揮してまいります。

①こども・若者からの意見をフィードバックした施設運営、事業の実施

青少年会館の「こども・若者が集まる施設」というメリットを生かし、大人だけでなく、利用するこども・若者からアンケートや対話を通じて広く意見を聴取し、こどもの意見や声を青少年運営委員会と協議のうえ、施設運営や事業内容に反映し、フィードバックします。



②支援を必要とすることも・若者への理解・対応・連携

- 青少年会館には児童虐待や貧困、障がい者など**支援を必要とすることも・若者の利用**が一定数あると考えられるため、基本的な利用のルールを尊重しつつ利用者の状況に応じて臨機応変に対応します。
- 研修等を通して**支援を必要とすることもへの正しい知識と理解を普及**することで、支援を必要とすることもに気づく素養を養います。
- 支援を必要とすることも・若者へは本財団を通じて**市関係機関（青少年課・こども家庭センター）**や**支援団体**につないでいくとともに**連携強化**に努めます。



こどもへの素養を養う

③フリースクールへの支援

- 不登校児童・生徒が増加している社会的背景を踏まえ、学校以外で安心して学べる居場所の提供をめざします。また、「**気になるこども**」へ個々の気持ちに寄り添えるよう関わりを大切にします。
- 神奈川県学校・フリースクール等連携協議会と連携している藤沢市等のフリースクール団体との協力体制を整え、継続的に利用できる仕組を検討、確立に向けた取組を行い、社会全体でこども・若者を支えるネットワーク形成をめざします。

④「こどもまんなか応援ソーター」としての意識向上とアクションの展開

- 本財団はこども家庭庁が示す「**こどもまんなか応援ソーター**」を宣言し、「**こどもまんなかアクション**」を意識した事業の展開に取り組んでいます。
- 職員、指導員が一体となって「こどもまんなか応援ソーター」としての自覚と意識向上に努めます。
- 「こどもまんなか応援ソーター宣言」を施設に掲示し、利用者に理解と安心感を持っていただくよう努めます。



こどもまんなか応援ソーター宣言

⑤災害時における「こどもの居場所」づくりを検討

災害が発生すると、こどもたちは生活環境の急激な変化や不安定な状況に直面し、大きな心のストレスや不安を抱えることがあります。こうした状況に対応し、被災した**こどもの心のケア**や**回復を支えるため**、市と連携しながら、こどもが安心して遊べる機会の提供や学習のためのスペースの確保など、**災害時におけるこどもの居場所づくり**を藤沢市と連携して検討を進めてまいります。



⑥利用手続などにおけるDX化による利便性向上

▶ ア 施設予約手続のオンライン化

市民センターやスポーツ施設で進む予約手続きのオンライン化に続き、青少年会館でもDX化を推進することで、市全体での施設予約システムが統一され、利用者の利便性が一層高まります。とくにスマートフォンでの操作に慣れた若年層にとって、オンライン予約は親和性が高く、**新たな利用動機の創出や若者世代の利用拡大にもつながることが期待**されます。また、申請書や許可書などの印刷も不要となり、紙の消費量を削減することができます。



藤沢市 公共施設予約システム

▶ イ「事業運営システム」のサービスの充実

本財団では、各種事業への参加者に対する利便性の向上と、事業運営にかかる業務の効率化を目的に、**インターネットを活用した「事業運営システム」を導入**しています。参加申込は、スマートフォンやパソコンから開館時間に関わらず24時間いつでも可能となり、利用者の利便性を大きく高めています。本システムのメール配信機能を活用することで、従来の郵送による案内や通知業務をデジタル化し、発送作業の簡素化及び通信運搬費の削減を実現しています。また、**事業案内・参加案内のタイムリーな発信が可能となり、利用者への情報提供サービスの質も向上**しています。さらに、システムを操作する職員のアカウントについては、定期的にパスワードの変更を行うことで、セキュリティ管理にも努めており、個人情報の保護とシステムの安全性確保に万全を期しています。



事業運営システム

⑦財団ホームページの全面リニューアル

- スマートフォンからの利用を前提に設計し、検索窓やボタンの配置を最適化し、直感的に操作できる**シンプルな画面デザイン**にします。パソコンやタブレットからも快適に閲覧できます。
- 誰にでもやさしいユニバーサルメニューで必要な情報を体系的に整理し、情報へのアクセスをわかりやすく改善します。バリアフリーの観点から**「みんなが使いやすい」ホームページ**をめざします。
- 財団の特色ある取組や地域の情報を積極的に紹介し、魅力的に伝える情報発信を行います。
- 広告バナーを設置し、収益化を図り、地域企業や団体の広告を掲載することで、財源を確保に努めます。また、**地域の魅力発信や連携強化**にもつなげ、ホームページ運営の安定化と持続的な情報発信を可能にする施策として位置づけます。

⑧フードドライブ活動の展開(ふじさわSDGs共創パートナーとしてのSDGs推進)

持続可能な地域社会の実現をめざし、青少年や子育て世帯を支援する新たな取組として**フードドライブ活動を開始**します。この活動は、家庭や企業で余っている食品を集め、必要とする家庭やこどもたちへ届けるもので、SDGsの「つくる責任・つかう責任」（目標12）や「貧困をなくそう」（目標1）、「飢餓をゼロに」（目標2）に資する実践的な地域貢献です。とくに、青少年や保護者を含む**地域住民自らが参加できる仕組**を取り入れることで、“支援される側”だけでなく“支援する側”としての意識を育む学びの場ともなります。社会的意義の高い活動を通じて、**青少年会館の機能強化と地域とのつながりの深化**を図ります。



⑨キャッシュレス決済対応の自動販売機の設置

- 利用者の利便性向上を目的に、清涼飲料水などの自動販売機を設置します。
- キャッシュレス決済**対応機種を導入し、「藤沢市DX推進計画」の最重要取組項目のひとつである「キャッシュレス化の推進」に取り組みます。



⑩充実したサービスの提供

▶ ア 物品の無料貸出サービスの実施

地域活動や青少年育成事業の支援、地域のにぎわい創出に貢献することを目的に、青少年会館では**無料の貸出サービスを実施**します。貸出には、地域のお祭りや行事で活用される物品などを備えており、地域団体や青少年団体、子ども会、児童クラブなどの活動を幅広く支援し、**地域とのつながりを深め、地域活性化にも寄与**することをめざしています。また、貸出物品の追加項目の検討を行い、支援の拡充を図ります。

【無料貸出物品】

綿菓子機、ポップコーン機、簡易ワンタッチテント、ビブス など



貸出 綿菓子機

▶ イ 貸出口ッカーサービスの実施

青少年会館では、青少年団体や団体登録している一般サークルの活動支援の一環として、活動に必要な道具を保管できる専用ロッカーを**無料の貸出サービスを実施**します。団体は常時必要な物品を保管でき、活動時には自由に利用可能なため、**継続的かつ円滑な活動の促進**につながります。

⑪Wi-Fiサービスによる居場所づくりの充実・拡大

- ・「藤沢市DX推進計画」のもと、スマートシティの実現に向けた取組として、施設内に誰でも利用できる**無料Wi-Fiサービス**を提供します。
- ・Wi-Fi環境の整備により、YouTube動画による学習やオンライン授業参加、様々な情報収集など青少年健全育成**活動の充実と拡大**を図ります。
- ・地震や台風などの**災害時における安否確認や情報収集**などの重要な手段としても活用します。

⑫ユースのためのコンシェルジュ窓口の開設

現代の青少年が抱える悩みや問題は、親子関係、進路の不安、勉学、いじめ、人間関係など多岐にわたっており、年齢や環境に応じた柔軟な支援体制が求められています。こうした課題に対応するため、青少年会館では、相談者の気持ちに寄り添いながら、子どもの最善の利益を第一に考えた支援を行う**相談窓口を新たに開設**します。本窓口では、相談者が自身の人生を自ら選択できるよう、対話を通じて一緒に解決策を考え、必要に応じて専門的な支援機関への橋渡しも行います。青少年にとって、安心して声をあげられる「居場所」としての役割も果たし、孤立の防止にもつながります。子ども・若者たちが「自分らしく」成長し、前向きに歩んでいけるよう、地域社会と連携しながら支援の輪を広げていきます。

⑬サークル登録の一元化

藤沢青少年会館・辻堂青少年会館を利用する**サークルの団体登録を一元化**し、一度の登録で両施設を柔軟に選んで利用できるようになり、利便性が大幅に向上します。活動内容や人数に応じて適した施設を選択できることで、活動の幅が広がり、**団体の満足度向上**にもつながります。また、登録団体が両館を自由に活用できるようになることで、空き時間の有効活用が進み、会館の稼働率アップが期待されます。両館の利用促進は、地域における活動の広がりや活性化を後押しする効果も見込まれ、利用者の増加にもつながると考えています。

⑭青少年育成団体の支援

藤沢市青少年育成協議会・藤沢市子ども会連絡協議会等の全市的に活動している青少年育成団体の活動の支援として、**当該団体の事務局機能**を担います。これらの全市的な団体への支援を通じて、市内青少年育成の仕組づくりの一翼を担うとともに、地域の青少年育成事業の充実、活性化を図ります。



(3)平等な利用の確保

公共施設の管理者として、市の施策を遵守し、特定の団体や個人に不公平が生じないよう公正な施設運営に努めます。さらに、誰もが安心して施設を利用し、事業に参加できるよう、利用者の立場に立って「安全・安心・快適」な環境を整え、管理者としての責務を果たしてまいります。

①誰もが平等に利用できる施設運営

▶ ア 公共性・公平性保持に関する条例の理解

「地方自治法」をはじめ、「**藤沢市青少年会館条例**」「**藤沢市青少年会館条例施行規則**」、その他関係規則を正しく理解し、適正な利用許可や平等な利用調整を行う実務研修（OJT）などを実施します。

▶ イ 人権尊重の取組

- 全職員を対象とした人権問題に関する専門研修を実施します。
- 「障害者差別解消法」、「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において、障がい者が感じる障壁の排除など合理的な配慮が事業者の義務になっています。
- 本財団においても、全職員に対してぬくもりある接遇を徹底し、全ての利用者を区別することがないサービスと情報提供を図ります。



専門研修(バリアフリー研修)

▶ ウ 公共サービス事業者としての職員研修

- 指定管理者セミナーに参加するなど、サービスの公平性を保つ取組を積極的に行います。
- 職員が適切な対応ができるよう全職員を対象に**接遇研修**を定期的に実施します。
- 藤沢市の職員研修にも積極的に参加し、市の方針・計画などについて藤沢市職員と共に認識を持った対応に努めます。
- 近年カスタマーハラスメントによる職員の心理的負担の軽減が求められていることから、本財団においても「カスタマーハラスメント対応研修」を新たに実施し、利用者からの不当なクレーム等については、組織として毅然とした対応に努めます。



接遇研修

▶ エ 反社会的組織への対応

施設の平等・公平な利用確保のために神奈川県暴力追放センターの賛助会員となり、「暴力団追放ステッカー」の掲示や対策研修を実施し、**反社会的組織の介入を抑止**します。

▶ オ LGBTQ+(性的マイノリティ)への理解

- セクシュアリティの多様性を理解するため、正しい知識を入手し、職員で共有します。
- 施設の環境整備として、男性トイレへのサニタリーボックスの設置など、今後も多様な方々が利用できる施設運営に努めます。



正しい知識を入手、共有



II 事業計画書 1 施設の効用の発揮

②誰もが利用しやすい環境づくり

- 施設を訪れるすべての人にとって利用しやすい環境づくりに努めます。
- 多目的トイレ（みんなのトイレ）等、施設内にユニバーサルデザインを取り入れます。
- 「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、筆談による対応、藤沢市と連携した手話通訳者の配置など可能な限り対応に努めます。
- 日本語に不慣れな外国籍市民に対しては、優しい日本語の会話に努めるとともに、**外国語（英語・中文・韓国語・スペイン語等）の利用案内**などユニバーサルデザインに努めます。
- 話し言葉によるコミュニケーションにバリアのある利用者のコミュニケーション支援のツールとして**「コミュニケーション支援ボード」**を窓口に設置します。



コミュニケーション支援ボード

③女性トイレに生理用品の設置

女性特有のストレスや不安の解消及び負担を軽減します。急な生理等でお困りの方が無償で使用することができる**生理用品を設置**します。さらに生理用品を入れているBOXに「性の悩みに関する情報」の掲載、「かながわこども家庭110番相談カード」を配布し、トイレという囲われた空間における**非言語コミュニケーション**を図ります。なお、男性トイレにも「性の悩みに関する情報」の掲載と「かながわこども家庭110番相談カード」を配布します。



④事業申込の公平性

- 各種事業やイベント事業の**申込受付について公平性**を確保いたします。
- 「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障がいのある方々に対する合理的配慮として、FAXによる申込も受け付けます。

⑤就学援助世帯への支援

ひとりでも多くのこどもたちに、平等に学びと成長の機会を提供するため、体験活動の参加の場を広げます。藤沢市教育委員会の就学援助制度を基準とし、**就学援助世帯を対象に事業等の参加費を減額**し、家庭の負担軽減を図ります。

⑥誰もが参加できる機会の提供

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」に基づき、青少年はもとより、障がいの有無等、あらゆる人々の能力と個性を発揮する場として、事業参画の機会を設けます。



多様性の理解



⑦新たな利用者を迎えるためのPR活動

▶ ア 継続的な広報活動

- ・施設利用の平等性を確保するため、広報活動を継続的に行い、青少年会館を利用しない市民にも、施設の情報に触れる機会を絶やさないようにします。
- ・写真研修やSNS研修などを実施し、わかりやすく視覚で伝わる広報を行います。本財団ホームページで、施設案内はもちろん、問合せメールや各種SNSの更新により、より多くの方に青少年健全育成に関する情報を周知します。



青少年事業課 公式LINE

▶ イ メディアへの情報提供

日頃から藤沢市広報シティプロモーション課と協力体制をとり、イベント情報などを提供しています。今後も積極的なプレスリリースにより新聞各紙やテレビ、ラジオ局、地域などからの取材を受け付け、事業のPRに努めます。



タウンニュース 藤沢版掲載

▶ ウ 情報のバリアフリー化

- ・インターネットによる情報提供が一般化し、インターネットに不慣れな利用者との情報格差が生じています。これまで通り「広報ふじさわ」や財団季刊誌「Fujisawa MIRAI.net」、地域情報誌などの紙媒体での情報発信を継続していきます。
- ・本財団のホームページでは日本工業規格「高齢者・障がい者等配慮設計指針」に配慮するとともに、「やさしい日本語」の活用により、どなたでもわかりやすいホームページとなるよう工夫します。

財団季刊誌
「Fujisawa MIRAI.net」



II 事業計画書 1 施設の効用の発揮

(4)利用者意見等の把握

事業実施時のアンケートや満足度調査、意見箱などを通じて利用者の声やニーズの把握・分析を行い、適切な施設運営と事業展開に生かしてサービスの質向上に努めます。また、青少年育成委員会や地域関係者と課題を共有し、今後の運営に反映します。

①利用者アンケート等の実施

▶ ア 利用者の声と満足度の収集

利用者から寄せられる大切なご意見やご要望は、施設運営の質を高める貴重な資源と捉えています。アンケートやヒヤリング、日々の会話など様々な手法を活用し、積極的に声の収集に努めます。また、収集した内容は、利用者の視点に立って丁寧に対応するとともに職員全体で共有し、サービス改善や新たな取組に反映させます。

施設利用者アンケート	■施設利用の団体登録者、個人利用（フリースペース）の利用者を対象に年2回実施 ■モニタリング結果をホームページに掲示
事業参加者アンケート	■青少年健全育成事業終了時に参加者を対象に実施 ■今後の事業展開に反映
意見提案箱	■気兼ねなく記載できるように受付窓口から見えない場所に意見提案箱を設置 ■10日以内に回答を作成し、その内容を施設内に掲示
オンライン投稿フォーム	■若者世代が気軽に意見を投稿できる仕組として、オンライン投稿フォームを設ける ■幅広い声を収集できる体制を構築
ホームページ	■電話やFAXだけでなく、問合せ受付メールを整備 ■施設内のみならず、本財団全体で意見を収集する環境を整備

▶ イ 青少年育成委員会からの意見の反映

市内青少年関係団体の方々で構成する「青少年育成委員会」において、現状の課題や今後取り組むべきことを協議し、事業や施設運営に取り入れます。

委員母体	藤沢市宇宙少年団 藤沢子ども劇場 藤沢市ガールスカウト連絡会 藤沢市青少年育成協議会 地域子どもの家運営委員長会議 児童館運営委員長会議 藤沢市社会教育委員会議 学識経験者	藤沢市科学少年団 藤沢SL少年団 藤沢海洋少年団 藤沢市青少年指導員協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 児童クラブ運営委員長会議 藤沢市立小学校長会 藤沢市子ども青少年部青少年課
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和6年度の青少年育成専門委員会で提言された内容

■ 子どもの貧困対策

子どもたちが「自分の将来を見つめ、夢を抱ける」よう、実施する豊かな体験活動や、多様な人の関わりを活用し、経済的な事情に依らない様々な「選択肢」を子どもたちに示していきます。

- ・体験への参加の機会を広げる
- ・「届く」広報活動
- ・「気になる子ども」へのアプローチ

■ 子どもの居場所づくり

学校や家庭とは異なる顔が出せる居心地の良い居場所となるように、子どもの目線に立った施設運営を進めていきます。

- ・安全で楽しい子どもの居場所づくり
- ・安心で心許せる居場所づくり
- ・施設の有効活用

■ 子どもの意見聴取

意見聴取をする際には子どもから幅広く意見聴取できるよう努めています。

- ・意見を引き出す
- ・意見の反映とフィードバック
- ・「子どもがいる」メリットを生かす



II 事業計画書 1 施設の効用の発揮

▶ ウ 青少年会館運営委員会からの意見の反映

地域関係者が参画した「**青少年会館運営委員会**」からの意見や提案などを反映し、**地域に密着した施設運営**を実施します。

委員	朝日町町内会 会長	村岡中学校 校長
	大道小学校 校長	藤沢東部地区青少年育成協力会
	村岡小学校 校長	藤沢東部地区民生委員児童委員協議会
	藤沢合気道会	藤沢市跆拳道協会藤沢キッズ
	ジュニアスポーツチャンバラ	NPO法人育ちあい広場・てとてとて
	上地流藤沢修武館ジュニア	辻堂地区青少年育成協力会
	桜花園自治会	辻堂地区老人クラブ連合会

▶ エ 苦情等への対応

- ・苦情は貴重なご意見と捉え、施設運営の改善に生かします。
- ・利用者対応については、本財団の「コンプライアンス行動指針」に基づき、相手の立場に立って適切に、そして利用者を待たせず、迅速に対応します。
- ・初期対応した職員が孤立しないよう、バックアップ体制を整え、職員への安全配慮にも努めます。
- ・カスタマーハラスマント対応研修を実施し、利用者に対し、適切な対応を図ります。
- ・利用者以外のニーズ調査についても検討し、青少年会館に求められるニーズの調査を図り、施設運営に反映します。

▶ オ 近隣小中学校からの意見聴取

近隣の小中学校からアンケートやヒアリングを通じて意見を聴取し、教育現場やこどもたちの実情を把握して事業や施設運営に反映させます。これにより、学校教育との連携を深め、地域のニーズに沿った学習や体験活動の充実を図ってまいります。

②意見等の反映(フィードバック)

利用者等からのご意見・ご要望については、その都度施設職員及び運営委員会等で協議し、可能な場合に限り**反映(フィードバック)**します。なお、検討が必要な案件については、藤沢市や関係団体と調整を図り、反映できるように努めます。

意見聴取から反映(フィードバック)までの流れ

- ・利用者からの声
- ・満足度調査（施設利用者アンケート）
- ・事業参加者アンケート
- ・意見提案箱による投稿
- ・青少年専門委員会からの意見
- ・青少年運営委員会からの意見



意見の聴取

対応可能な案件はすぐに反映

検討が必要な案件などは藤沢市や関係団体と調整を図る

→ 意見の反映（フィードバック）



II 事業計画書 1 施設の効用の発揮

(5)施設・設備の維持管理

- 施設の安全確保や効果的な維持管理に基づき、施設管理者による「**日常点検**」、法令等に基づく「**定期点検**」、災害や事故発生等による「**緊急点検**」を行うことで、適切な維持管理を行います。
- 施設の経年劣化は著しく、建物及び設備の劣化に対して日常点検を重点に置き、危険箇所、不具合等の早期発見、早期対策を施す**予防保全**を行うことで**大規模修繕の抑制**、施設の長寿命化を図り利用者の安全確保と経費削減に努めます。

①施設・設備の長寿命化への取組

▶ ア 環境整備について

- 職員による環境整備・点検

利用者が安心・安全・快適に施設を利用できるように、職員が日常的に整理、清掃等の環境整備をする中で、施設全体を日々点検し、施設・設備の不具合を発見します。これにより、危険箇所・不具合箇所を早期に発見し、重症化する前に対策を講じ、施設の長寿命化を図ります。



職員による整理

▶ イ 対策の検討について

- 職員、専門業者による点検

職員及び専門業者が行う点検により、危険箇所や不具合があった場合は、早急に利用者へ危険箇所を表示等にて注意喚起とともに、職員、専門業者で「利用者の安全」を最優先に対策を検討します。



専門業者による点検

▶ ウ 対策の実施について

- 職員による対策

軽微な施設・設備修繕、植栽管理等、職員で対応可能な作業等については、安全を確保したうえで早急に対策を講じます。

- 専門業者による対策

職員で対応が難しい危険箇所・設備の不具合の修繕及び植栽管理、害虫駆除等については、専門業者に依頼し実施します。



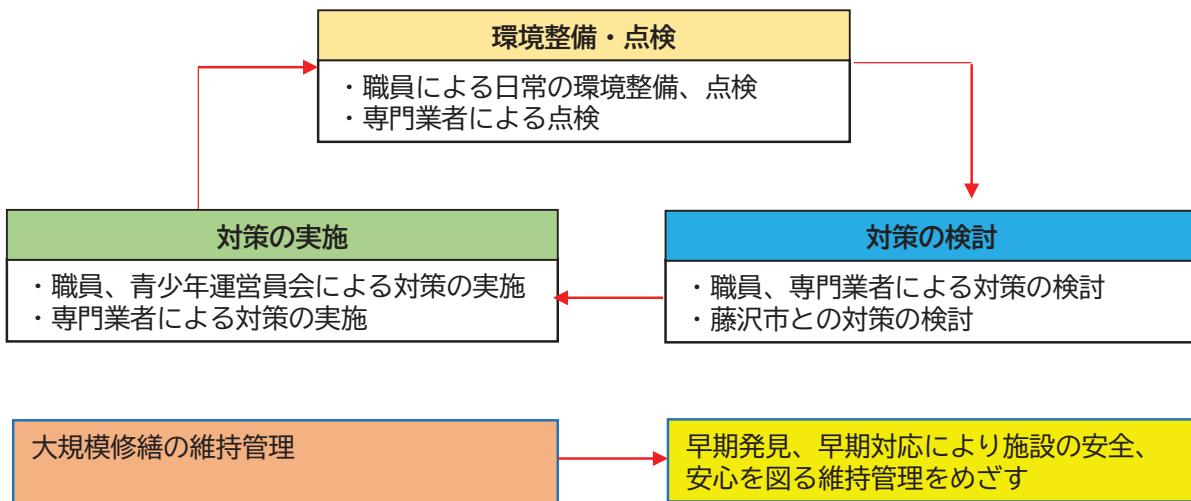
職員による修繕作業

▶ エ 藤沢市との対策の検討

危険箇所・不具合の内容及び瑕疵の内容によっては、施設設置者である藤沢市と協議し、施設が**長寿命化**できるよう中長期計画を作成し、対策を検討します。



<施設設備の維持管理、長寿命化への取組>



②利用者等からの施設、設備への要望

▶ ア 利用者アンケートの実施及びフィードバック

- 利用者に**施設・設備に関するアンケート**を実施し、利用者のニーズを把握します。
- 利用者から出された意見を踏まえ、必要な場合には適切な対策を講じることで利用者に**フィードバック**します。

▶ イ 青少年運営委員会からの意見、提案及びフィードバック

- 地域団体や地域の方々で構成された**青少年運営委員会**から施設、設備に関する意見をいただき、地域ニーズを把握します。
- 日常業務を行う職員からも設備等について意見を聴取します。
- 青少年運営委員会から出された意見については職員で検討し、対応が必要な場合には対策を講じ、**フィードバック**します。



日常点検の実施

③備品の管理

- 備品台帳**を作成し、データ化することで一括管理し、経過年数・修繕履歴等を把握します。
- 施設の維持管理と同じく設備の機能・財産価値を長期保持するためライフサイクルコストの縮減をめざします。
- 必要に応じて備品の修繕等を実施するほか、現状や経過年数を考慮したうえで備品の購入、廃棄を行います。



備品の管理



安全・安心な施設運営への防犯・防災対策に取り組みます。

- 藤沢市の防犯ガイドラインと防災計画に準じた独自のマニュアルを策定しています。
- 警察や消防などと協働・連携した取組を継続して実施し、併せて市民へ啓発を行います。
- 緊急時を想定した訓練を継続的に実施し、万全を期した体制を維持します。

(1)防犯・防災対策

本財団は、警察や消防、藤沢市、地域住民と協力しつつ、これまでの指定管理期間の中で起きた様々な事案を一つひとつ解決してきた経験を通して、不審者発生時の対応に関する「防犯マニュアル」と、火災や地震、風水害等の自然災害時の「防災マニュアル」を組み合わせた「危機管理マニュアル」を作成し、防犯・防災に対する体制を確立します。

①防犯対策

▶ ア 藤沢市のガイドラインに基づく防犯への取組

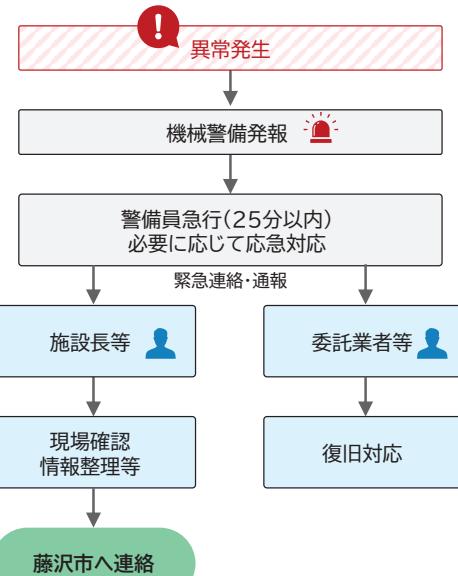
- ・「藤沢市公共施設等に関する防犯上のガイドライン」、「ふじさわ防犯ハンドブック」に準じ「犯罪機会論」に基づいた防犯体制の構築に取り組みます。
- ・「防犯マニュアル」と「防災マニュアル」を組み合わせた「危機管理マニュアル」を全職員で共有し、事件発生時の対応や通報・連絡体制を整備することで犯罪防止の強化を図ります。
- ・日頃から不審者や不審物に気を配り、少しでも違和感などを感じた場合には、情報を共有し、早期の声かけや110番通報ができる体制を整えます。
- ・施設内の見まわりを実施し、防犯に努めます。
- ・全施設が「こども110番」に登録されており、地域の安全な場所としての役割を果たします。
- ・避難誘導訓練を実施します。
- ・施設利用者と職員の安全を確保するため、事件発生時にボタン一つで警備会社に通報できる緊急通報システムを取り入れます。
- ・夜間や閉館時には、警備会社と連携した機械警備を導入し、異常発生時には迅速な警備員の急行、施設長への報告、藤沢市への連絡までを含む明確なフローを確立。万一の際にも被害が最小限に抑えるため、復旧対応・情報整理までを一貫して行います。

▶ イ 警察と連携した防犯への取組

不審者目撃の情報提供や施設へのいたずら被害などがあった際には、職員間で共有、迅速で的確な判断を行い、必要に応じて直ちに警察へ通報し、協力を要請します。

▶ ウ 学校、青少年指導員警察と連携した地域の防犯への取組

夏期・冬期等の長期休暇期間においては、こども・若者の自由時間が増加する一方で、非行やトラブルに巻き込まれる可能性が高まる傾向があります。こうした状況を踏まえ、学校教職員及び青少年指導員と連携し、地域のゲームセンターーや娯楽施設を巡回する「巡回パトロール」を実施し、青少年の健全育成と安全確保に努めます。



夜間、閉館時の連絡体制



夏休み巡回パトロール



②防災への取組と対策

▶ ア 消防・防災計画に基づく訓練や点検の実施

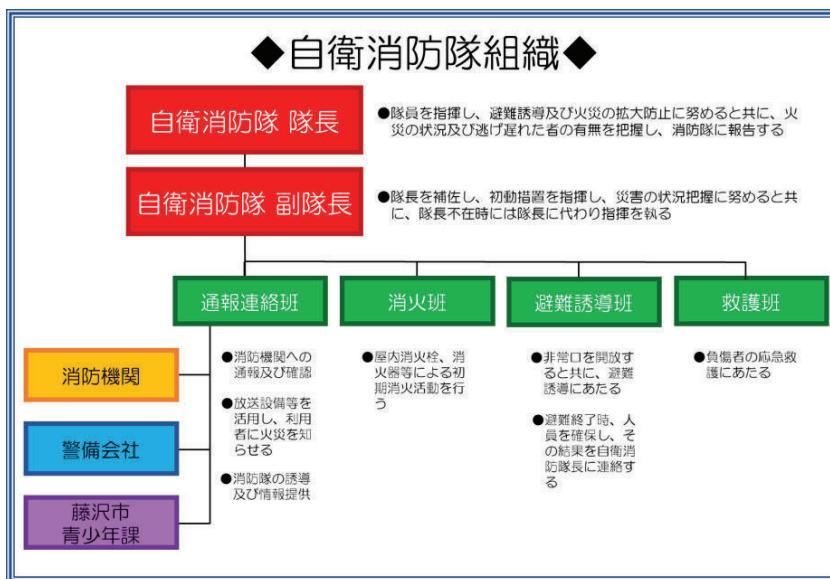
- 「防犯マニュアル」と「防災マニュアル」を組み合わせた「危機管理マニュアル」を職員で共有し、火災発生時に即時対応できるように努めます。
- 「危機管理マニュアル」及び消防計画に基づき、**消防避難誘導訓練**を実施します。
- 職員は、消防局の**普通救命講習会**に参加して緊急時の対応に備えます。
- 職員は**財団防災計画**に基づき、大規模災害を想定した**非常参集訓練**や情報伝達訓練を実施します。



消防避難訓練の実施

▶ イ 自衛消防隊の組織

- 大規模施設については消防法に基づき**甲種防火管理者**を配置し、消防計画を作成し、自衛消防隊を編成します。



▶ ウ 防災設備の維持管理・点検

災害発生に施設で迅速かつ適切に施設利用者の安全を確保できるよう、日頃から**救助資材、防災設備や消火器、誘導灯等の消防設備について適切な維持管理**を行います。法定点検のみならず、消防訓練時においても消火器や自動火災報知設備、誘導灯などを点検し、機器・設備を適切に維持管理します。また法令に基づき**専門業者による定期的な点検**を行い、点検結果を消防署へ届出ています。



非常用放送設備

▶ エ 危機管理マニュアルの共有と改定

既存の危機管理マニュアルを全員に改めて共有し、日常的に活用できる実践的な内容となるよう見直しを行います。とくに、避難誘導、連絡体制、備蓄品の確認・管理、災害時におけるこども・若者への心理的サポートなど、現場に即した行動指針を明確化します。さらに、近年増加する異常気象に対応できるよう、熱中症や豪雨による浸水被害対応などを新たに盛り込み、現状に即した形で改訂を進めます。



危機管理マニュアル



(2)緊急時の対応

危機管理マニュアル等に則し、事故や災害を想定した訓練を行い、緊急時に即時行動ができる体制を確立します。

①緊急時対応の基本方針

▶ ア 利用者の安全を最優先

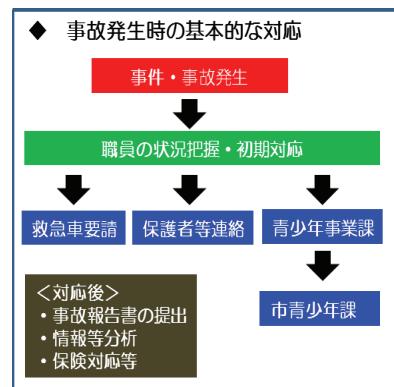
緊急事態発生時には、二次事故の防止に努め、**人命救助を最優先**し、迅速で適切な予防、応急手当を行います。

▶ イ 市との連携、情報の共有

災害が発生した場合には、施設の状況を藤沢市に報告するとともに情報の収集にあたり、対策を講じます。

②事故や急病などの緊急時の対応

- ・事故による負傷者や急病人が発生した際には、直ちに必要な応急手当を実施し、救急車の要請や避難誘導にあたるなど、マニュアルに基づき迅速な初期対応を行います。また、速やかに藤沢市へ事故報告するとともに、事故原因を分析し、事故の再発防止に努めます。
- ・応急手当については、AEDや救護用資器材を適切に使用し、最善な対応に努めます。
- ・緊急事態発生時には、二次事故の防止を意識し、応急手当などに努めます。



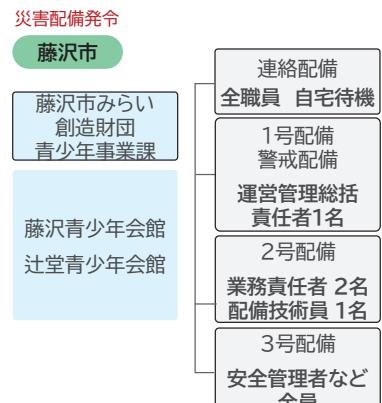
事故発生時の対応フロー

③補償体制

業務遂行又は管理上の不備などに起因する傷害事故や財物損壊が発生し、法律上の損害賠償責任が生じた場合に備え**「指定管理者賠償責任保険」**に加入します。

④災害発生時の対応

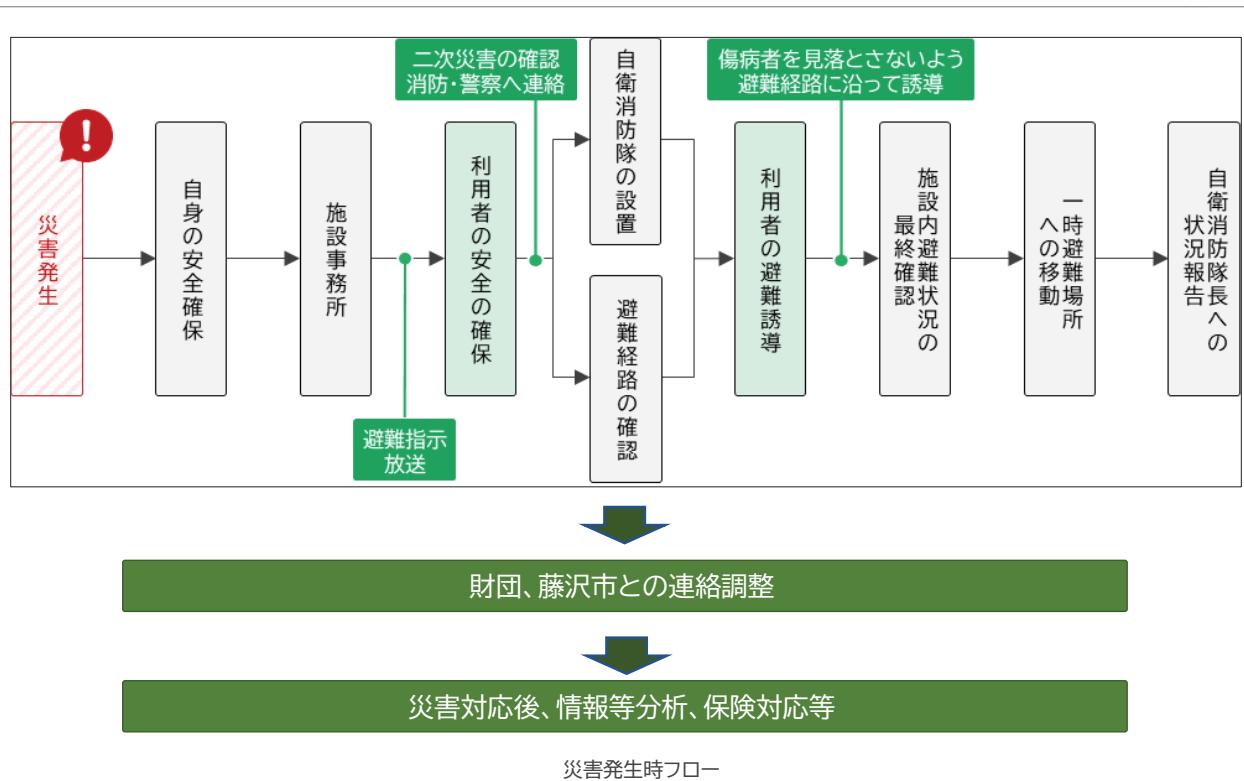
- ・開館中に災害が発生した場合は、避難誘導マニュアルに従って行動し、利用者・職員の安全を確保します。
- ・災害の状況により、本財団規程に則り、速やかに**災害対策本部を設置**します。
- ・気象警報発令時やその他の災害の発生が予想される場合は、**藤沢市防災配備体制に準じ、本財団も配備体制**を敷き、利用者・市民の安全や施設の維持管理に努めます。



災害時職員配備体制図



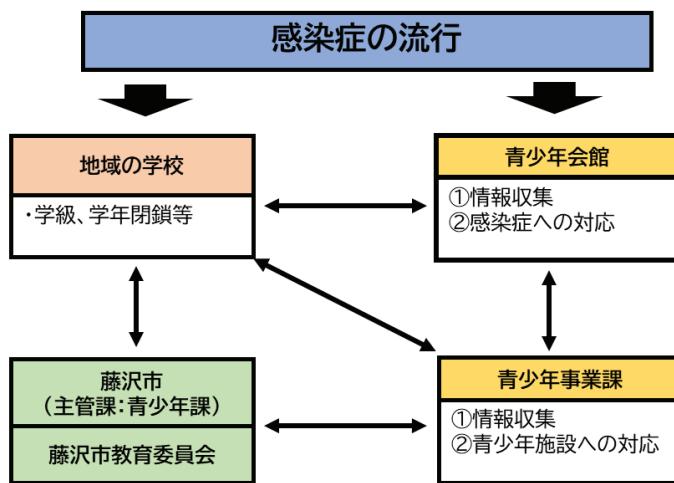
II 事業計画書 2 危機管理体制



⑤感染症予防対策等について

- ・感染症が流行した際には、情報収集に努めるとともに、市関係部局、地域の学校、保健機関等と密接に連携し、**感染拡大予防対策**を講じ、状況に応じた適切かつ迅速な対応を行います。
- ・利用者への周知、会館内の衛生管理、感染症に関する正しい知識の提供を徹底し、安心して利用できる環境を整備します。
- ・常日頃からうがい・手洗いを推奨し、感染症を防ぐための意識を高め、健康を守る基本的な習慣づくりを大切にします。

感染症発生時の基本的なフローチャート



⑥その他の危機対応

熱中症、光化学スモッグ、微小粒子物質（PM2.5）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等については「危機管理マニュアル」に則って対応します。とくに、近年重症化になりやすい熱中症については、厚生労働省から熱中症対策の強化として新たな取組が示され、その項目を順守することで利用者、職員の安全確保に最大限努めます。



適正な人員配置と確度の高い予算で安全かつ効果的な運営をめざします。

- 多角的な業務に対応できる職員の育成を図り、適正な人員配置によって施設運営を行っています。
- キャリアに応じた職員をバランス良く配置し、安全・安心な施設づくりに努めています。
- 過去の実績に基づいた効率的な運営で、経費の縮減とサービス向上の両立をめざします。

(1) 人員体制

① 人員配置

- ・特定業務にとらわれることなく、多能的に担当できる職員（マルチスタッフ）の育成を図り、貴重な経営資源である人材を最大限有効に活用し、効率的な職員配置のもと施設運営を行います。
- ・キャリアに応じた職員をバランスよく配置し、利用者が安全・安心に利用できる施設づくりをめざすとともに、研修計画に基づき職員が向上心を持てるよう配慮し、必要なスキルの習得にもより一層力を入れて取り組みます。

施設名	正規職員	非常勤職員	臨時職員	計
藤沢青少年会館 (青少年育成事業含む)	3	3	2	8
辻堂青少年会館	0	3	1	4
計	3	6	3	12

藤沢青少年会館	主な担当業務	人数	雇用形態	1週間の勤務時間
館長	・施設全体の管理運営統括 ・関係機関との連絡調整統括	1人	正規	38.75h
管理運営担当者	・館長の補佐、代行 ・施設の管理業務 ・事業のコーディネート、実施 ・広報、ホームページ管理	1人	正規	38.75h
青少年育成事業担当者	・ボランティアステーションの運営 ・広報、事業のコーディネート、実施 ・団体事務局	1人	正規	38.75h
会館指導員	・施設の管理業務 ・広報、事業のコーディネート、実施 ・利用受付、案内業務	3人	非常勤	29h
事務員	・利用受付、案内業務 ・広報活動 ・事業の補助	2人	臨時職員	23.25h

辻堂青少年会館	主な担当業務	人数	雇用形態	1週間の勤務時間
館長	・施設全体の管理運営統括 ・関係機関との連絡調整統括	1人	非常勤	31h
会館指導員	・施設の管理業務 ・広報、事業のコーディネート、実施 ・利用受付、案内業務	2人	非常勤	29h
事務員	・利用受付、案内業務 ・広報活動 ・事業の補助	1人	臨時職員	27.25h

辻堂青少年会館長の常勤化

近年、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、地域団体や外部機関との調整や連携は不可欠なものとなり、課題に対応するには、現場での即時判断と専門的支援が求められています。

特に、本課から地理的に離れた場所に位置する辻堂青少年会館においては、その業務の性質と責任の観点から、館長職は常勤職員が担うことが適切であると考え、人員配置の検討を進めます。



II 事業計画書 3 人員体制・経費

②研修計画

人材育成においては、**採用時から管理監督者まで経験年数や階層に応じた研修を体系化**し、基本研修・専門研修・マネジメント研修が効率的・効果的に受講できるように努めるとともに、専門的知識・技術を身につける機会を確保します。

財団研修一覧表

研修名	実施回数	対象	研修名	実施回数	対象
財団新規採用職員研修	年1回	新採用職員	総括管理委員会全体研修	年1回程度	全職員
藤沢市新採用職員 前期研修	年7回程度	新採用事務職員	コンプライアンス研修	年1回程度	全職員
藤沢市新採用職員 後期研修	年5回程度	新採用事務職員	広報・CI活動推進委員会 スキルアップ研修	年2回	広報担当者他
財団事業課間体験研修	各事業課 年1回	新採用職員・採用5年目 及び10年目職員	会計・財務研修	年1回程度	上級主査・主査職員、 経理担当者
藤沢市一般職員一部研修	年7回程度	採用3年目事務職員	情報セキュリティ研修	年1回程度	青少年事業課在籍職員
藤沢市一般職員二部研修	年7回程度	採用5~6年目事務職員	個人情報保護研修	年1回程度	青少年事業課在籍職員
藤沢市監督者一部研修	年4回程度	主査昇任職員	接遇研修	年1回程度	青少年事業課在籍職員
藤沢市監督者二部研修	年5回程度	上級主査昇任職員	緊急時対応教育	年1回	事務職員及び各館長
e ラーニング研修(外部 オンデマンド視聴研修)	一定期間を 定めて対象 者が受講	主査以上の昇任者 及び新採用職員	普通救命講習 I	年4日程度	全職員 (隔年1回程度)
階層別研修	各年1回	管理職、上級主査、 上級主査以下の職員	各種スキルアップ支援 研修	随時実施	全職員

(2)収支予算書

①経験・実績を基にした適正で高確度な予算算定と計画的な予算執行管理

- 市民がいつでも安全に施設を利用でき、居心地の良い施設運営をめざすため、長年にわたる指定管理業務の経験と実績を基に、**適正で確度の高い収支予算**を算定しています。
- 最低賃金改定による賃金上昇をはじめ、物価上昇やエネルギー価格高騰など、指定管理期間中の管理運営費の増加が見込まれますが、**過去の実績と今後の予測に基づいた無理と無駄のない予算**を算定し、可能な限りの経費節減を図ります。
- 四半期及び半期など計画的に収支状況の把握に努め、予算が計画通りに執行されているかを確認します。また、安全性や緊急性、市民の利便性などを鑑みて、必要に応じて予算執行計画を変更し、安全で快適な利用し易い施設運営を図ります。

②剰余金の還元による施設の改善・充実

公益財団法人の財務基準（収支相償）や藤沢市の出資法人として公共サービスの担い手の役割のもと、収支の適正化と無駄のない予算執行に努めた運営をめざし、これにより捻出した**剰余金の一部は施設や設備の整備などに還元**し、施設の改善、充実を図ります。



■ 藤沢市青少年会館 収支予算書

(5か年) 収支予算書

【収入】

(単位：円、税込)

科 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
指定管理料収入	110,727,000	113,254,000	119,147,000	122,196,000	124,310,000	589,634,000
事業参加者負担金収入	857,000	857,000	857,000	857,000	857,000	4,285,000
物品販売事業収入	368,000	368,000	368,000	368,000	368,000	1,840,000
収 入 合 計	111,952,000	114,479,000	120,372,000	123,421,000	125,535,000	595,759,000

【支 出】

(単位：円、税込)

科 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
給料手当支出	49,535,000	50,433,000	51,546,000	52,390,000	53,195,000	257,099,000
臨時雇賃金支出	5,339,000	5,540,000	5,740,000	5,941,000	6,141,000	28,701,000
福利厚生費支出	9,086,000	9,264,000	9,476,000	9,734,000	9,899,000	47,459,000
人 件 費 計	63,960,000	65,237,000	66,762,000	68,065,000	69,235,000	333,259,000
会議費支出	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	105,000
旅費交通費支出	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000
通信運搬費支出	1,005,000	1,008,000	1,005,000	1,008,000	1,005,000	5,031,000
消耗品費支出	1,570,000	1,585,000	1,570,000	1,585,000	1,570,000	7,880,000
修繕費支出	1,914,000	1,914,000	1,914,000	1,914,000	1,914,000	9,570,000
印刷製本費支出	573,000	573,000	573,000	573,000	573,000	2,865,000
光熱水料費支出	4,621,000	4,639,000	4,657,000	4,674,000	4,694,000	23,285,000
食糧費支出	29,000	30,000	29,000	30,000	29,000	147,000
賃借料支出	3,173,000	3,057,000	3,052,000	3,546,000	3,847,000	16,675,000
保険料支出	232,000	265,000	232,000	265,000	232,000	1,226,000
諸謝金支出	1,519,000	1,790,000	1,519,000	1,790,000	1,519,000	8,137,000
負担金支出	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	565,000
委託費支出	9,512,000	9,973,000	10,719,000	11,346,000	12,031,000	53,581,000
手数料支出	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
広告宣伝費支出	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	355,000
租税公課支出	5,536,000	5,829,000	5,964,000	6,042,000	6,109,000	29,480,000
物 件 費 計	29,994,000	30,973,000	31,544,000	33,083,000	33,833,000	159,427,000
施 設 運 営 経 費	93,954,000	96,210,000	98,306,000	101,148,000	103,068,000	492,686,000
本部経費	人件費	15,161,000	15,383,000	18,559,000	18,706,000	18,839,000
	物件費	2,837,000	2,886,000	3,507,000	3,567,000	3,628,000
支 出 合 計	111,952,000	114,479,000	120,372,000	123,421,000	125,535,000	595,759,000



■ 藤沢市青少年会館 収支予算書

(令和8年度) 収支予算書

【収入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	110,727,000	
事業参加者負担金収入	857,000	事業参加費
物品販売事業収入	368,000	自動販売機・写真販売販売手数料
収入合計	111,952,000	

【支 出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	49,535,000	常勤職員・非常勤職員給料・諸手当
臨時雇賃金支出	5,339,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	9,086,000	常勤職員・非常勤職員・臨時職員 法定福利費等
人件費計	63,960,000	
会議費支出	21,000	
旅費交通費支出	100,000	交通費
通信運搬費支出	1,005,000	電話代、Wi-Fi代、郵便代等
消耗品費支出	1,570,000	施設維持管理用・事業用
修繕費支出	1,914,000	施設修繕費
印刷製本費支出	573,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
光熱水料費支出	4,621,000	電気料、上下水道料、ガス代
食糧費支出	29,000	事業用食材・講師弁当代等
賃借料支出	3,173,000	印刷機、勤怠管理システム、業務用端末機器(PC)等
保険料支出	232,000	施設賠責保険、傷害保険等
諸謝金支出	1,519,000	事業協力者謝礼
負担金支出	113,000	職員研修参加費、NEAL団体登録料
委託費支出	9,512,000	施設保守管理、夜間管理、機械警備等
手数料支出	5,000	振込手数料等
広告宣伝費支出	71,000	
租税公課支出	5,536,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物件費計	29,994,000	
施設運営経費	93,954,000	
本部経費	人件費	15,161,000
	物件費	2,837,000
支出総合計	111,952,000	



■ 藤沢市青少年会館 収支予算書

(令和9年度) 収支予算書

【収入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	113,254,000	
事業参加者負担金収入	857,000	事業参加費
物品販売事業収入	368,000	自動販売機・写真販売販売手数料
収入合計	114,479,000	

【支 出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	50,433,000	常勤職員・非常勤職員給料・諸手当
臨時雇賃金支出	5,540,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	9,264,000	常勤職員・非常勤職員・臨時職員 法定福利費等
人件費計	65,237,000	
会議費支出	21,000	
旅費交通費支出	100,000	交通費
通信運搬費支出	1,008,000	電話代、Wi-Fi代、郵便代等
消耗品費支出	1,585,000	施設維持管理用・事業用
修繕費支出	1,914,000	施設修繕費
印刷製本費支出	573,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
光熱水料費支出	4,639,000	電気料、上下水道料、ガス代
食糧費支出	30,000	事業用食材・講師弁当代等
賃借料支出	3,057,000	印刷機、勤怠管理システム、業務用端末機器(PC)等
保険料支出	265,000	施設賠責保険、傷害保険等
諸謝金支出	1,790,000	事業協力者謝礼
負担金支出	113,000	職員研修参加費、NEAL団体登録料
委託費支出	9,973,000	施設保守管理、夜間管理、機械警備等
手数料支出	5,000	振込手数料等
広告宣伝費支出	71,000	
租税公課支出	5,829,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物件費計	30,973,000	
施設運営経費	96,210,000	
本部経費	人件費	15,383,000
	物件費	2,886,000
支出総合計	114,479,000	



■ 藤沢市青少年会館 収支予算書

(令和10年度) 収支予算書

【収入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	119,147,000	
事業参加者負担金収入	857,000	事業参加費
物品販売事業収入	368,000	自動販売機・写真販売販売手数料
収入合計	120,372,000	

【支 出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	51,546,000	常勤職員・非常勤職員給料・諸手当
臨時雇賃金支出	5,740,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	9,476,000	常勤職員・非常勤職員・臨時職員 法定福利費等
人件費計	66,762,000	
会議費支出	21,000	
旅費交通費支出	100,000	交通費
通信運搬費支出	1,005,000	電話代、Wi-Fi代、郵便代等
消耗品費支出	1,570,000	施設維持管理用・事業用
修繕費支出	1,914,000	施設修繕費
印刷製本費支出	573,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
光熱水料費支出	4,657,000	電気料、上下水道料、ガス代
食糧費支出	29,000	事業用食材・講師弁当代等
賃借料支出	3,052,000	印刷機、勤怠管理システム、業務用端末機器(PC)等
保険料支出	232,000	施設賠責保険、傷害保険等
諸謝金支出	1,519,000	事業協力者謝礼
負担金支出	113,000	職員研修参加費、NEAL団体登録料
委託費支出	10,719,000	施設保守管理、夜間管理、機械警備等
手数料支出	5,000	振込手数料等
広告宣伝費支出	71,000	
租税公課支出	5,964,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物件費計	31,544,000	
施設運営経費	98,306,000	
本部経費	人件費	18,559,000
	物件費	3,507,000
支出総合計	120,372,000	



■ 藤沢市青少年会館 収支予算書

(令和11年度) 収支予算書

【収入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	122,196,000	
事業参加者負担金収入	857,000	事業参加費
物品販売事業収入	368,000	自動販売機・写真販売販売手数料
収入合計	123,421,000	

【支 出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	52,390,000	常勤職員・非常勤職員給料・諸手当
臨時雇賃金支出	5,941,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	9,734,000	常勤職員・非常勤職員・臨時職員 法定福利費等
人件費計	68,065,000	
会議費支出	21,000	
旅費交通費支出	100,000	交通費
通信運搬費支出	1,008,000	電話代、Wi-Fi代、郵便代等
消耗品費支出	1,585,000	施設維持管理用・事業用
修繕費支出	1,914,000	施設修繕費
印刷製本費支出	573,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
光熱水料費支出	4,674,000	電気料、上下水道料、ガス代
食糧費支出	30,000	事業用食材・講師弁当代等
賃借料支出	3,546,000	印刷機、勤怠管理システム、業務用端末機器(PC)等
保険料支出	265,000	施設賠責保険、傷害保険等
諸謝金支出	1,790,000	事業協力者謝礼
負担金支出	113,000	職員研修参加費、NEAL団体登録料
委託費支出	11,346,000	施設保守管理、夜間管理、機械警備等
手数料支出	5,000	振込手数料等
広告宣伝費支出	71,000	
租税公課支出	6,042,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物件費計	33,083,000	
施設運営経費	101,148,000	
本部経費	人件費	18,706,000
	物件費	3,567,000
支出総合計	123,421,000	



■ 藤沢市青少年会館 収支予算書

(令和12年度) 収支予算書

【収入】

(単位:円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	124,310,000	
事業参加者負担金収入	857,000	事業参加費
物品販売事業収入	368,000	自動販売機・写真販売販売手数料
収入合計	125,535,000	

【支 出】

(単位:円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	53,195,000	常勤職員・非常勤職員給料・諸手当
臨時雇賃金支出	6,141,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	9,899,000	常勤職員・非常勤職員・臨時職員 法定福利費等
人件費計	69,235,000	
会議費支出	21,000	
旅費交通費支出	100,000	交通費
通信運搬費支出	1,005,000	電話代、Wi-Fi代、郵便代等
消耗品費支出	1,570,000	施設維持管理用・事業用
修繕費支出	1,914,000	施設修繕費
印刷製本費支出	573,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
光熱水料費支出	4,694,000	電気料、上下水道料、ガス代
食糧費支出	29,000	事業用食材・講師弁当代等
賃借料支出	3,847,000	印刷機、勤怠管理システム、業務用端末機器(PC)等
保険料支出	232,000	施設賠責保険、傷害保険等
諸謝金支出	1,519,000	事業協力者謝礼
負担金支出	113,000	職員研修参加費、NEAL団体登録料
委託費支出	12,031,000	施設保守管理、夜間管理、機械警備等
手数料支出	5,000	振込手数料等
広告宣伝費支出	71,000	
租税公課支出	6,109,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物件費計	33,833,000	
施設運営経費	103,068,000	
本部経費	人件費	18,839,000 本課・総務課 常勤職員給料・諸手当
	物件費	3,628,000 本課・総務課 業務管理費、公用車
支出総合計	125,535,000	



(3)効率的な運営

①業務の再委託による効率化

施設の機械警備業務や遊具点検、消防設備点検等の専門的な業務については、専門の業者等に再委託し、効率的な運営を図ります。また、市内業者を優先することで地域経済の活性化を促すとともに、地域を熟知していること、物理的な距離が近いことによる速やかな対応が期待されます。

藤沢青少年会館

- 施設保守管理業務
- 機械警備業務委託
- 施設夜間管理業務委託
- 大型ごみ回収業務委託
- コピー機保守点検業務委託
- ピアノ調律業務委託

辻堂青少年会館

- 施設保守管理業務
- 機械警備業務委託
- 施設夜間管理業務委託
- コピー機保守点検業務委託
- ピアノ調律業務委託

再委託業務一覧

②エネルギー・施設管理の取組

▶ ア エネルギー縮減等への取組

- ・SDGsの目標7にある「すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」の観点から、これまで指定管理者として取り組んできた節電・節水を継続して実施します。
- ・職員の創意工夫により、環境に配慮したECO活動に積極的に取り組みます。
- ・トイレ使用時の点灯に加え、今後は施設照明のLED化を進め、エネルギー消費の削減に努めます。



トイレ使用時の点灯

▶ イ 断熱による施設の環境性能の向上

市民チームと連携し、効果的な気候変動対策である「建物の断熱」に取り組みます。具体的には、**親子を対象とした断熱DIY工作ワークショップを開催**し、自ら道具を使いながら断熱施工の体験を行います。これにより、「光熱水費の削減」や「住まいの快適性向上」といった身近な効果を実感するとともに、断熱性能の重要性や気候変動対策の必要性を楽しく学ぶ機会を提供します。

▶ ウ コスト縮減・施設管理への取組

- ・日常点検により修繕箇所を**早期発見**し、速やかに対応することで修繕費の抑制を図ります。
- ・小規模の修繕については、業者に頼ることなく**職員自らで対応することにより経費の縮減**を図ります。

職員による小規模修繕
会館前デッキ修繕

▶ エ ライフサイクルコストの縮減

設備や備品について、設置から使用期間を経て廃棄までの段階でかかる経費をトータルで考え、定期的なメンテナンスや初期段階での修繕を行い、設備・備品に関わる総経費を縮減します。



II 事業計画書 3 人員体制・経費

▶ 才 人的資源の有効活用

- ・正規職員の配置は必要最小限とし、知識と経験豊富な人材を非常勤職員や臨時職員など多様な雇用形態で採用します。また、大型イベント等の実施時には本財団のスケールメリットを生かし、他課からの応援体制を敷くことで**効率的な人員配置**を行います。
- ・職員の資質の向上を図り、様々なスキルを身につけることで、事務だけでなく事業等の指導ができるようになるなど、**人的能力向上によるコスト効率化**を図ります。
- ・夕方以降に事業やボランティアとの会議等が開催される場合には、始業時間を変更する時差出勤を取り入れ、**柔軟な勤務体制**により、人件費の縮減に努めます。

③指定管理料以外の収入源の確保

▶ ア 広告料収入

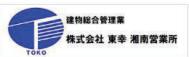
本財団で発刊している、スポーツ・青少年・芸術文化の各分野の記事を盛り込んだ季刊誌「Fujisawa MIRAI.net」に企業広告を掲載しています。また、本財団ホームページにも企業の広告バナーを掲載し、地域の魅力発信や連携強化するとともに、広告料収入を徴収し、施設の管理運営費に充当します。



広報誌「Fujisawa MIRAI.net」
企業広告の掲載



広報誌「Fujisawa MIRAI.net」
企業広告バナー



▶ イ 自動販売機手数料収入

自動販売機の設置により、利用者サービスの向上を図るとともに、売上に応じた販売手数料を徴収し、施設の管理運営費に充当します。また、キャッシュレス決済対応機種を導入し、「藤沢市DX推進計画」の最重要取組項目のひとつである「キャッシュレス化の推進」に取り組みます。



自動販売機

▶ ウ 写真販売手数料収入

- ・写真販売サイト「えんフォト」を活用し、保護者がWEBを通して自由に写真を購入できるようにすることで、サービスの向上を図ります。
- ・購入された写真的送等は、えんフォトにて一括して行うことで、職員の事務的負担を最小限にとどめるとともに、売上に応じた販売手数料を徴収し、施設の管理運営費に充当します。



写真販売サイト「えんフォト」



市の施策を理解し、藤沢らしさを大切にしたまちづくりに貢献します。

- 幅広い分野で藤沢市の計画を理解した取組を実施しています。
- SDGs 17の目標へ向けた取組を施設運営に反映しています。
- DXを推進し、利便性の向上と業務の効率化を図ります。

(1) 情報の管理体制

①情報の管理体制

- ・職員を対象にした情報セキュリティ研修を実施し、情報管理の意識と行動を徹底するとともに、情報のデジタル化やシステム管理を進め、物理的対策により情報漏洩や紛失などを防止し、適切な情報管理を図ります。
- ・業務上の文書については、「藤沢市公文書等の管理に関する条例」に基づき、適正に作成、管理し、文書保存にあたっては藤沢市で運用する「ファイリングシステム」に準拠し、適切に保存します。



徹底した個人情報の管理

②情報公開

情報公開については、「藤沢市情報公開条例」や本財団「情報公開規程」を遵守し、保有する情報は公開を原則とし、非公開とする情報は適かつ必要最小限にとどめ、情報公開請求の諾否決定などについては、これらの規程に基づき、適正に取り扱います。

③個人情報保護

- ・個人情報管理者を配置し、適正かつ厳格に個人情報を取り扱い、紛失や改ざん、漏えいなどを防止します。
- ・業務上の文書やマイナンバーなどは適正に管理し、退職した職員に対しても守秘義務を課します。
- ・責任の所在を明確にし、組織としての体制を強化するため、全職員を対象とした研修（年1回程度）を実施します。
- ・事業運営システムを運用するにあたり、個人情報保護の内容などに対して藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得ており、今後も安全なシステムの管理運営に努めます。
- ・万が一の漏えいの際には「個人情報取扱事業者保険」により対応し、賠償責任や各種対応費用に備えます。



個人情報に関する研修を実施

④情報セキュリティ対策

- ・パソコンのアクセスはログオンパスワードを用い、個人情報を含むデータについてもパスワードを設定します。また、パスワードについては、**システム管理担当**が適切に管理します。
- ・USBなどの記録媒体については使用制限をかけ、保存場所についても施錠管理を確実に行います。
- ・事業などにおいて収集した個人情報書類を持ち運ぶ際には、管理者へ報告するとともに、屋外などで使用する際には、施錠できるカバンなどに保管します。

⑤情報漏えい時の対応方法

- ・万一、情報漏えいが発生したと考えられる場合については、速やかに藤沢市へ報告を行うとともに、指示に従い、迅速な対応に努めます。
- ・被害を最小限に抑え、再発を防止する措置をとるとともに、対象者に対し誠意ある対応を行います。
- ・再発防止策を策定し、藤沢市へ報告のうえ全職員に徹底します。
- ・情報漏えいが発生した場合、責任をもって対応できるよう情報漏えい保険に加入します。



(2)SDGsの理解

①SDGsへの理解と取組

本財団は、2022年10月に藤沢市の施策である**ふじさわSDGs共創パートナー制度**に登録し、SDGsの推進と浸透を図り、「藤沢らしさ」を未来に引き継ぐことに貢献しています。



・ふじさわSDGs共創パートナーの具体的な取組内容

笑顔あふれるみらいを応援します。

地域の方々に協力いただく中で、市内の自然の豊かさを体感できる事業など、様々な体験活動を通じてSDGsの啓発を図り、将来を担う青少年の健全育成を推進します。

全ての職員が安全安心に働くことのできる職場をつくります。

職員の健康づくりやメンタルヘルスについて、組織全体の労働安全衛生委員会において取組を推進します。各職場においては、毎朝**ラジオ体操**を継続して実施します。

資源の節約など、地球環境に配慮した取組を進めます。

本財団と同じく「ふじさわSDGs共創パートナー」である、**学生服リユース業者と連携**し、学生服等の回収を行うとともに、この事業の周知を図っていきます。そのほかにも継続して「SDGsの啓発」、「蛍光灯の段階的なLED化」、「ゴミの分別」、「両面コピー」、「裏紙の再利用」等に取り組みます。



毎朝のラジオ体操



学生服回収BOX

【青少年事業課の具体的な取組内容】



【目標1 貧困をなくそう】

居場所づくりやこども食堂を通じて、こども・若者や社会的弱者を支援し、誰も取り残さない「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいます



【目標3 すべての人に健康と福祉を】

こどもたちの体験活動や学びの場を広げ、心身の成長を支えながら健康と福祉に関する事業に取り組んでいます



【目標4 質の高い教育をみんなに】

こどもから指導者まで成長できる学びの機会を提供し、地域の未来を担う力を育んでいます



【目標5 ジェンダー平等を実現しよう】

ハラスメント対策の推進、DV予防啓発、セクシュアリティの多様性を理解するための研修を実施やすべての人にとって利用しやすい環境づくりを行います



【目標10 人や国の不平等をなくそう】

差別や偏見のない明るい社会の実現のために不平等や差別についての研修の実施や「ヘイトスピーチ対策法」、「障害者差別解消法」等に関する啓発活動を実施します



【目標11 住み続けられるまちづくり】

実行委員の方たちが企画・運営に携われる委員会を開催することで地域の活性化と青少年健全育成活動の場を提供します



【目標17 パートナーシップで目標を達成しよう】

各施設の運営委員会、青少年団体・青少年育成団体、NPO、自治体等、多様なステークホルダーとのパートナーシップを築き、施設運営や事業の企画・実施します

【青少年会館の具体的な取組内容】



【目標1 貧困をなくそう】
つじせいキッチン



【目標3 すべての人に健康と福祉を】
こども体験



【目標4 質の高い教育をみんなに】
学習支援事業



【目標11 住み続けられるまちづくり】 【目標17 パートナーシップで目標を達成しよう】
若者運営委員会 団体交流事業

②環境への配慮

- ・藤沢市が策定した「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を理解し、**100%再生可能エネルギー由来の電力**を使用する事業者と契約します。
- ・日ごとの状況に合わせたこまめな冷暖房設定の調整、照明の間引きや段階的なLED化などを導入することにより**電力の削減**に努めます。
- ・毎月第2・4水曜日に美化アワーを設定し、**4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の推進**及び**施設周辺の清掃活動**を行います。



定期的な美化アワー



③障がい者への配慮

▶ ア 障害者差別解消法及び藤沢市の対応要領の理解

- 「障害者差別解消法」等に基づき、かつ「藤沢市職員サポートブック」の内容を踏まえ、障がいがあることを理由にした**「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がい者が感じる物理的・心理的な障壁について、合理的配慮を行います。**
- 「藤沢市職員サポートブック」の内容を踏まえ、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、誰に対しても相手の立場に立った接遇を心掛けます。そして、全職員に「合理的配慮は義務」であることを徹底します。



多様な利用者に合わせた
笑顔の接遇

▶ イ 具体的な合理的配慮（社会的障壁の除去）

- 聴覚障がいの方などが、窓口で受付や申込が必要な場合には**筆談や代筆**を行い、親切丁寧に手続きを補助します。また、連絡などのやり取りが必要な場合には、電子メールやFAXを用いて対応します。
- 社会的障壁の除去を必要としている意思表明があった場合には、**実施に伴う負担が過重とならない範囲で全て対応**いたします。負担が大きく、対応が困難な場合には、その理由を丁寧に分かりやすく説明します。
- 事業を開催するにあたって、お弁当の発注を**就労継続支援B型事業所に依頼する**など利用機会を設けています。

④人権施策等の理解

- 藤沢市の策定した「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」、「藤沢市多文化共生のまちづくり指針（改訂版）」、「藤沢市ジェンダー平等プラン」の趣旨を理解・推進するために人権施策研修を行い、人権意識のさらなる向上に努めます。
- お互いの人権を尊重し、さまざまな生き方や考え方を認め合いながら人権文化をはぐくむ、共に生きるまち「インクルーシブ藤沢」の実現に寄与する施設運営に努めます。
- 青少年が地域で様々な外国人の人々と交流し相互に理解を深め、共に生きる体験を通して互いの人権を尊重する心を養うことのできる事業を実施します。
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とし、**無償**で使用することができる生理用品を設置します。
- 施設内に外国語によるインフォメーションの案内などを整え、より利用しやすい施設づくりに努めます。



藤沢市人権施策推進指針改定版



女性トイレに設置した生理用品



II 事業計画書 4 市の施策への理解

(3) その他の市の施策の理解

① 地元経済への貢献及び市内経済の活性化

本財団では、藤沢市内の経済活性化及び地元業者の振興・育成の観点から「公益財団法人藤沢市みらい創造財団契約に関する規程」において、指名競争入札参加者の指名や修繕・物品の購入等について、藤沢市内本支店を展開する地元業者の育成を考慮するよう規定しています。

業務名	契約業者	本支店種別	住所
機械警備業務委託	ALSOK株式会社	市内支店	藤沢市藤沢388
施設夜間管理業務委託	公益財団法人藤沢市まちづくり協会	市内本店	藤沢市円行2-3-17
大型ごみ回収業務委託	株式会社東幸	市内支店	藤沢市鵠沼橋1-1-4
ピアノ調律業務委託	有限会社白川ピアノ	市内本店	藤沢市本鵠沼2-9-11
印刷業務委託	有限会社カワムラ印刷	市内本店	藤沢市鵠沼神明4-12-23
印刷業務委託	有限会社さんこうどう	市内本店	藤沢市本町1-3-33
印刷機賃貸借	株式会社有隣堂 藤沢店	市内支店	藤沢市南藤沢2-1-1

辻堂青少年会館 市内業者契約実績

業務名	契約業者	本支店種別	住所
施設保守管理業務委託	株式会社東幸	市内支店	藤沢市鵠沼橋1-1-4
機械警備業務委託	ALSOK株式会社	市内支店	藤沢市藤沢388
施設夜間管理業務委託	公益財団法人藤沢市まちづくり協会	市内本店	藤沢市円行2-3-17
ピアノ調律業務委託	有限会社白川ピアノ	市内本店	藤沢市本鵠沼2-9-11

② 市内業者への受注機会の増大による市内経済の活性化

消耗品や修繕、業務委託などについて、適正な予算執行に留意しながら、市内業者を優先して発注・契約しています。

<発注実績のある市内業者・市内営業所・市内支店>

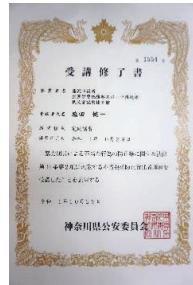
修繕発注業者	消耗品等発注業者
株式会社落合電業社	合資会社関水スポーツ
株式会社湘南營繕協会	有限会社ユザワ文具
藤和サッシ株式会社	株式会社有隣堂
株式会社相和設備工業	株式会社藤沢ロックセンター
山羽メンテナンス有限会社	株式会社大塚商会
株式会社平綿住建	株式会社大島薬局
市川屋株式会社	ロイヤルホームセンター藤沢
おごせほーむ	ビックカメラ藤沢店
有限会社工匠	ヤマダデンキ LABI藤沢
株式会社大春工務店	有限会社池田商会 ほか



③暴力団排除への対応

▶ ア 暴力団排除への理解

- ・公共施設の管理運営業務を実施するにあたり、藤沢市が定める「**藤沢市暴力団排除条例**」を遵守し、利用者にとって安全・安心な施設運営に努めます。
- ・組織体制、防止措置、対処方法等についての必要な事項を定めた「**不当行為等対応マニュアル**」に基づき、適正に対応します。
- ・「暴力団排除に関する規程」や「不当行為等の対策に関する要綱」における基本理念に基づき、組織で厳格に対応します。



各施設に不当要求防止責任者を配置

本財団における暴力団排除への関連規程

- 不当行為等対応マニュアル
- 暴力団排除に関する規程
- 不当行為等の対策に関する要綱

▶ イ 暴力団排除の推進

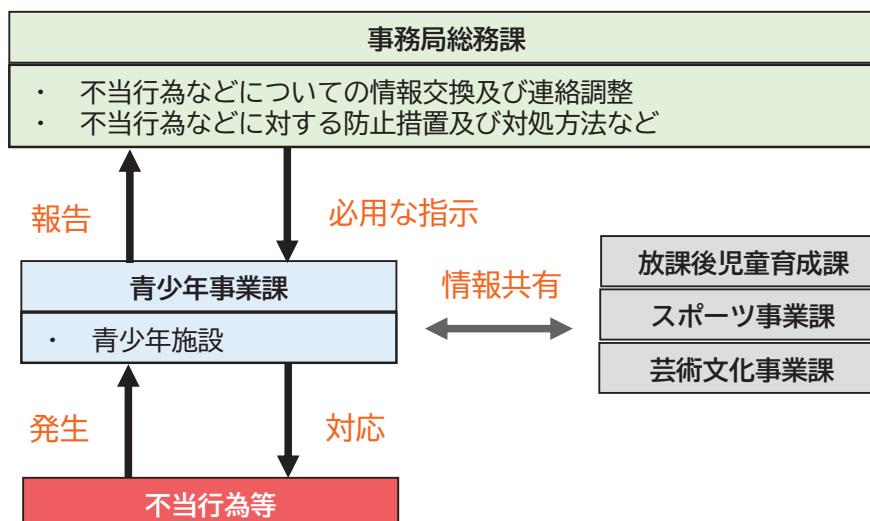
警察や藤沢市及び暴力追放運動推進センターと連携して、「暴力団を恐れず・協力せず・利用せず」の暴力団排除の推進に積極的に取り組みます。

▶ ウ 暴力団等による不当行為等の防止

- ・「不当行為等対応マニュアル」の基づき、適正な対応に努めます。
- ・神奈川県公安委員会の「不当要求防止責任者講習会」や藤沢市の「不当要求行為等対策講演会」等に参加し、対応策などを各職場にフィードバックし、組織で厳格に対応します。
- ・「**不当要求防止責任者選任事業所**」の標章を掲出して、職員一丸となり暴力団等による不当な要求を防止します。



不当要求防止責任者選任事業所





これまでに築いてきた地域との絆をもとに青少年健全育成活動を推進します。

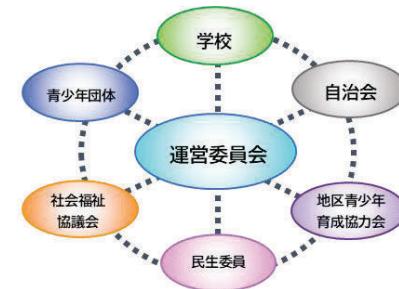
- 地域住民・団体と連携し、地域とのコミュニケーションを大切にした施設運営を行っています。
- 地域の根差した施設管理運営を行うことは地域にとっても活性化につながると考えます。
- これまで培ってきた信頼関係のもと、協働・連携体制をさらに強化、拡大していきます。

(1) 地域との協働・連携

① 地域で運営委員会を組織

地域の自治会・町内会、青少年団体・青少年育成団体、小・中学校長、青少年関係団等で構成される「**青少年会館運営委員会**」を定期的に開催し、地域と協働・連携した施設運営を行い、青少年を育てる拠点として確立します。

藤沢青少年会館 運営委員会	1991年～現在まで継続して活動
辻堂青少年会館 運営委員会	2006年～現在まで継続して活動
運営委員会の 主な構成団体	自治会、町内会、小・中学校、青少年 育成協力会、青少年指導員、民生委員、 青少年団体、地域協力者 等



② 地域との協働・連携事業

お祭り等の事業では、地域住民で組織する運営委員会と協働で実施しています。企画の段階から関わっていただき、共に事業を創りあげていく過程で関係性を深め、これまで信頼関係を構築してきました。また、実施にあたり、地域住民にチラシを配付し、多くの方々に参加してもらうことで、日頃、直接関わりのない地域住民との世代を超えた交流を目的とした**世代間交流事業事業**を実施しています。



会館フェスティバル

【主な事業】

- 藤沢青少年会館 「秋の祭典」、「地域交流事業」
辻堂青少年会館 「会館フェスティバル」 など

③ 地域協力・地域貢献

地域社会の一員として積極的に地域団体のイベントや会議に参加し、ブース出店や職員派遣を通じて**地域のにぎわいづくりに寄与**しています。また、市として実施する規模の大きな事業にも積極的に参画し、それぞれの事業目的に沿った取組を展開することで、**地域に根差した信頼関係を育みながら**、地域と共に歩む姿勢を大切にしています。



藤沢市民まつりブース出展

【主な協力事業】

- 子ども会のイベント、藤沢東部地区青少年育成協力会サマーイベント、児童クラブオープンコミュニティー、藤沢市民まつり、藤沢国際交流フェスティバル など

④ 青少年育成協力会との連機

市内14地区で組織されている各地区青少年育成協力会の会長会である「藤沢市青少年育成協議会」の事務局を務めるほか、藤沢青少年会館の地域である藤沢東部地区青少年育成協力会の事務局を務め、共に**地域のこどもたちの健全育成**を行っています。



⑤社会福祉協議会、大学、その他団体との協働・連携

- ・こどもや若者に関する悩みや困りごとを抱える利用者を、地域のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）へ適切につなぐ仕組みを整え、地域福祉活動の支援を行います。また、農福連携の一環として地域から提供いただいた野菜を活用し、事業を実施し、福祉と農業の双方に新たな価値を生み出し、地域に根差した支え合いの仕組みづくりに寄与します。
- ・湘南工科大学の社会貢献活動プログラムと連携し、学生が本会館の事業に参加できる仕組みを構築しています。学生にとっては実践的な学びの場となり、社会基礎力の向上や視野拡大の機会を得られるとともに、地域に根差した活動を通じて主体的な成長を促すことが期待されます。



湘南工科大学 社会貢献活動

⑥フリースクール支援団体との連携

- ・家庭でも学校でもない「サードプレイス」（第3の居場所）として、こどもたちが安心して自分の居場所と感じられる環境を提供しています。ここでの体験や交流を通じて、一人ひとりが自分らしく過ごせる時間を持つことができます。
- ・フリースクール支援団体と連携し、不登校のこどもたちを支える取組を進めています。専門的な支援と地域のつながりを生かすことで、こどもたちが再び学びや社会との関わりを取り戻す機会を提供し、健やかな成長を後押ししています。



サードプレイス

⑦社会奉仕団体との連携

ロータリークラブやライフライオンズクラブといった社会奉仕団体と連携を図り、これまでに関係性を構築してきた結果、本財団の青少年健全育成にご賛同いただき、様々なご寄附をいただいている。

【主なご寄付】

簡易ワンタッチテント、ソファ、綿菓子機 など



寄贈 卓球台
藤沢ライフライオンズクラブ 様

⑧地域の青少年育成を支える青少年指導員との協働

- ・地域の青少年育成を支える青少年指導員にも助言や参画をいただき、地域に根差した運営をすることが重要な要素と考えています。
- ・今後も相互の協力体制により、積極的に青少年指導員の協力を得ることで、地域に密着した青少年育成事業として展開します。

【主な事業】

会館フェスティバル、はたちのつどい、青少年団体交流事業 など



会館フェスティバル



II 事業計画書 5 特記項目

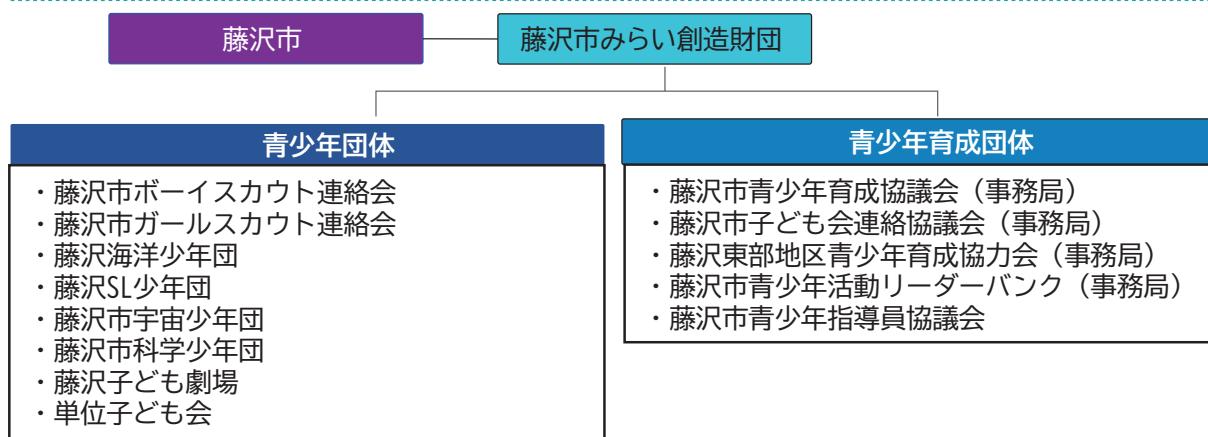
(2)青少年団体との協働・連携

本財団では、前身である藤沢市青少年協会の設立から今日までの指定管理期間において、青少年団体・青少年育成団体と緊密な協働・連携体制、信頼関係を構築するとともに、様々な関係団体・企業とのつながりを強めてきました。今後も、これまで培ってきた信頼関係やつながりをさらに拡大します。また、今後の青少年健全育成を考えるうえでは青少年団体以外にも、青少年の育成を支援する関係団体・NPO法人、企業との連携を深めることは大切であると考えています。

①本財団と青少年団体・青少年育成団体との関係性

本財団では、藤沢市青少年育成協議会をはじめ、藤沢市子ども会連絡協議会など青少年育成団体の事務局を担うとともに、**青少年団体とは事業連携**や支援を通じて、また各団体と藤沢市をつなぐパイプ役として、信頼関係を構築しています。

▶ ア 青少年団体・青少年育成団体との信頼関係の構築



<青少年団体・青少年育成団体との関係性>

▶ イ 青少年専門委員会へ専門委員の選出依頼

青少年健全育成に関連した青少年施設の運営や現状の課題、今後取り組むべきことを協議、提案していく**青少年専門委員会**は、青少年団体・青少年育成団体や青少年健全育成に携わる団体により構成されています。

青少年専門 委員会 委員母体	藤沢市宇宙少年団 藤沢子ども劇場 藤沢市ガールスカウト連絡会 藤沢市青少年育成協議会 地域子どもの家運営委員長会議 児童館運営委員長会議 藤沢市社会教育委員会議 学識経験者	藤沢市科学少年団 藤沢SL少年団 藤沢海洋少年団 藤沢市青少年指導員協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 児童クラブ運営委員長会議 藤沢市立小学校長会 藤沢市子ども青少年部青少年課
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

▶ ウ 各運営委員会の構成団体としての関係性

各運営委員会を構成している地域の方々のほとんどは、地域団体や青少年関係団体及び近隣小学校の関係者であるため、運営委員会と地域の各団体とは密接な連携を図っています。

青少年会館 運営委員会 主な構成団体	朝日町町内会 会長 大道小学校 校長 村岡小学校 校長 藤沢合気道会 ジュニアスポーツチャンバラ 上地流藤沢修武館ジュニア 桜花園自治会	村岡中学校 校長 藤沢東部地区青少年育成協力会 藤沢東部地区民生委員児童委員協議会 藤沢市跆拳道協会藤沢キッズ NPO法人育ちあい広場・てとてとて 辻堂地区青少年育成協力会 辻堂地区老人クラブ連合会 等
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



(3)青少年育成事業の推進

本財団は現指定管理期間にて、「こどもまんなか社会」の理念及び「藤沢市子ども・若者共育計画」等、市の青少年健全育成の方針を十分に理解したうえで、地域や施設の特性を存分に生かした事業の提供に努めます。また、経済や環境などが起因することもたちの「体験格差」は社会問題のひとつとなっています。青少年会館では家庭の状況に左右されずに、様々な体験ができる機会を提供します。

①効果的で多種多様な事業を提供

▶ ア 居場所事業

- ・こども・若者が安全かつ安心して集える場を提供し、「快適で楽しく、居心地の良い心の居場所」となるよう、環境整備を進めています。単なる施設の開放にとどまらず、地域に根差した青少年の健やかな育ちを支える拠点づくりをめざしています。
- ・居場所コーディネーターを定期的に配置し、こどもたちの活動を見守るだけでなく、工作やゲーム、卓球などを一緒に楽しみながら交流を促しています。これにより、こどもたちは安心感を持ちながら多様な仲間と関わることができ、社会性の育成や豊かな人間関係づくりにもつながります。

藤沢青少年会館 フリースペース	令和6年度
参加者数	6,289人
辻堂青少年会館 談話室・集会室	令和6年度
参加者数	9,476人



フリースペース



談話室

▶ イ 子育て支援事業

- ・子育てのしやすい街として全国でも名を馳せる藤沢。その子育て支援施設の一翼を担う青少年会館は、親子が自由に過ごすことができ、交流事業や育児相談、地域や市内での子育て関連の情報提供を行う事業を実施しています。
- ・子育てしながら働く女性のための実践的なパソコン教室を開催し、再び社会での活躍を望む方々を支援しています。子育て世代に寄り添いながら、スキルアップと社会復帰を支えています。



親子にっこり講座



ワーキングママのパソコン講座

▶ ウ クラブ活動事業

登録制のクラブ活動事業を実施し、参加者の向上心を育むとともに、定期的に青少年会館を利用いただくことで、居場所としての存在感を高めています。

	令和6年度	主な事業
実施数	9クラブ	卓球（低学年・高学年） 発明、将棋、似顔絵 冒険チャレンジ など
延べ受講者数	1,968人	



似顔絵クラブ



▶ 工 あそび・こども体験事業

ゲームやレクリエーション、工作など、季節感あふれる行事を中心として実施しています。こどもたちが「体験し、体感する」活動を通じて、知的好奇心を刺激し、豊かな情操を育むことを目的としています。こうした取組により、こどもたちが楽しみながら学び、健やかに成長できる環境づくりを進め、健全育成に貢献しています。

	令和6年度	主な事業
実施数	27事業	あそびスタジオ こども体験クラブ
延べ受講者数	558人	ビーチグラスアート など



あそびスタジオ

▶ オ 伝承文化・サークル共催事業

- 日本文化を次世代に伝える「伝承文化事業」や、礼節や心身の鍛錬を学ぶ「武道体験事業」を実施しています。これらの事業は、会館を利用する団体との協働により開催しており、地域の知恵や経験を生かした取組となっています。
- 青少年にとっては、伝統文化や武道に触れることで、日本の魅力を理解するとともに、礼儀や協調性、心身の健やかな成長を育む貴重な機会となります。地域と連携したこうした取組を通じて、青少年の健全育成と文化の継承を推進しています。

	令和6年度	主な事業
実施数	9事業	はじめての武道
延べ受講者数	150人	手話 ジュニア卓球教室 など



はじめての武道

▶ カリーダースクール事業

- 参加者が仲間と協働しながら活動することを通じて、協調性や自主性、社会性など、将来リーダーとして求められる力を育むことを目的に事業を実施しています。グループワークやレクリエーション、宿泊を伴う野外活動を通じて、互いに学び合い、主体的に行動する力を養います。
- 小・中・高校生のリーダースクールが一堂に会し、世代を超えた交流の場を実現します。世代間のつながりを通じて、視野を広げ、互いに刺激を受け合う貴重な機会となっています。
- リーダーバンクからのボランティアスタッフも事業の指導や見守りを担うことで、ボランティアと連携した協働運営が実現し、地域の力を生かした持続的な事業展開につながっています。

事業名	令和6年度
小学生リーダースクール	36人
中学生リーダースクール	32人
高校生リーダースクール	32人



中学生リーダースクール



高校生リーダースクール



▶ キ 国際化推進事業

異文化を持つ人々との交流を通じて、自國文化への理解を深めるとともに、さまざまな国の人々との相互理解を図ることで、青少年の多文化共生を推進しています。こうした異文化交流の体験を通じて、地域から世界へと視野を広げ、国際感覚を身につけることを目的としています。

	令和6年度	主な事業
実施数	4事業	ふじさわ国際交流フェスティバル 羽田空港で国際感覚up!
延べ受講者数	78人	世界を知ろう！インド編



世界を知ろう！インド編

▶ ク 学習支援事業

- ・自習室やパソコンルームの開放、Wi-Fi環境の整備、参考書の提供を行い、安心して学習できる環境を整えています。
- ・経済的な理由から学習に困難を抱える児童を対象に、学生ボランティア団体や高校生リーダースクールの協力を得て、学習サポートを実施しています。
- ・地域のNPO法人と連携し「こども食堂」を開設。温かい食事を提供することで、こどもたちの心身の健やかな成長を支えます。
- ・学習と食の両面から青少年を支えるとともに、地域と協働することで、多世代にわたるつながりや支え合いを育む取組として、今後も継続・発展させます。



パソコンルーム開放

	令和6年度	主な事業
実施数	10事業	宿題応援&こども食堂「夏休み！みんなであつまって宿題&ご飯しよー！」など
延べ受講者数	208人	



宿題応援&こども食堂

▶ ケ ICTを活用したプログラミング事業

- ・次世代を担う子どもたちに向けて、ICTを活用したプログラミング教室を実施し、楽しみながら学べる環境の中でデジタル社会に必要な知識とスキルを育んでいます。
- ・「ロボテラス」、「ロボリンク」でプログラミングに関する多彩な体験を通じて、青少年が創造力や論理的思考を育むとともに、将来役立つデジタルスキルを培う機会を提供しています。



ロボテラス体験
SDGSチャレンジャー

	令和6年度	主な事業
実施数	5事業	SDGSチャレンジャー プログラミング教室（低学年）
延べ受講者数	229人	など



低学年プログラミング教室



▶ コ 青少年会館運営委員会協働事業

青少年会館運営委員会と地域の関係団体・自治会・行政など多くの関係者と連携しながら、防災、福祉、学習支援、野外活動、こども食堂といった幅広い事業を実施しています。こうした幅広い活動を地域の関係団体や運営委員会と協力して実施することで、青少年が安心して学び、成長できる環境を整えています。

	令和6年度	主な事業
実施数	8事業	支え合いのまちづくり 藤沢探検隊 チームレスキュー など
延べ受講者数	744人	



支え合いのまちづくり

▶ サ 湘南の地理的特性を生かした海の体験事業

- ・藤沢の特徴である海という自然環境を学びながら集団での活動の中で協調性や規律を学びます。
- ・藤沢市海洋少年団、藤沢市科学少年団、海上保安庁の協力のもと、シーカヤックの漕艇体験と磯の生物観察、海の安全教室を行い、関係団体とともに青少年が楽しみながら体験・学習ができる貴重な機会を提供しています。

	令和6年度	主な事業
実施数	2事業	海とあそぼう ヨットスクール
延べ受講者数	58人	



ヨットスクール

▶ シ 困難を有する若者への自立支援事業

「ユースサポート・ユースワークふじさわ」と連携し、社会活動に困難を有する若者に対し、**事業を通した社会体験の機会を提供**し、自立や就労に向けた支援を行います。主に居場所事業に来館したこどもたちを、コーディネーターや職員とともにボランティアとして経験を重ね、自立への一歩を踏み出しています。

	令和6年度	主な事業
受入日数	4日間	フリースペースサポーター



フリースペース サポーター

▶ ス 宿泊体験事業

- ・自然の中で多彩な活動に取り組む機会を提供しています。グループワークや野外炊事、キャンプファイヤーなどの体験を通じて、仲間と協力し合う大切さを学び、協調性・社会性・自立性を育むことを目的としています。
- ・日常生活では得られない挑戦や発見をこどもたちにもたらし、心身の成長を促すとともに、仲間との絆を深める貴重な機会を提供しています。今後も、楽しみながら学び、成長できる宿泊体験事業を推進します。

	令和6年度	主な事業
実施数	5事業	遊行寺に泊まろう！ わくわく大自然活動 など



遊行寺に泊まろう！



II 事業計画書 5 特記項目

▶ セ 指導者育成事業

青少年活動に必要不可欠である自然体験活動に関する知識や技術を習得する資格講習会を行います。講座には、小学校教諭や学生をはじめ、様々な職種、年代の方の受講しており、ニーズの高さもあるため指導者を養成する機会の提供をしてまいります。

	令和6年度	主な事業
実施数	3事業	NEALリーダー講習会 リーダースクール 育成者研修
受講者数	120人	



NEALリーダー講習会

▶ ソ 若者運営委員会

主に高校生・大学生で構成され、青少年会館の「より良い運営」、「会館フェスティバルの参画」、「居場所づくり」等について協議し、若者の独自の視点や考えを施設の管理や運営に生かすことを目的とした委員会を年に10回程度開催します。

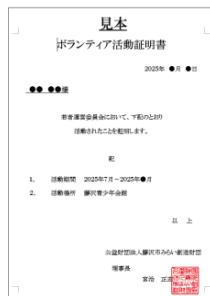
【これまでの主な取組】

フリースペースの壁リフォーム、入館しやすい空間づくり
会館フェスティバルのブース出展 自習室のコーディネート 等

	令和6年度
参加者	11人



募集チラシ



ボランティア証明書



フリースペースの壁リフォーム



自習室のコーディネート



▶ タ 青少年ボランティア支援事業及び循環の構築

- 「青少年ボランティアステーション」は、ボランティアを希望する青少年が登録、財団が実施する事業を紹介し、参加を通してボランティア活動の支援を行います。
- 青少年健全育成を推進するうえで、ボランティアの存在は欠かせません。しかし、継続的なボランティアの人材確保が課題となり、本財団では様々な事業の参加経験を通して、ボランティアとしての参加に関心がもてるようスタッフが働きかけを行い、ボランティアの安定確保に努めます。



海とあそぼう

	令和6年度
登録者数	85人



笑顔あふれるみらいを応援します

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた「こどもまんなかアクション」に取り組みます。
- 青少年育成の施設の運営においても、本財団らしさ・特徴を生かした事業を展開します。
- これまでの他団体との連携実績を生かし、青少年育成のための新たな居場所づくりに挑戦します。

(1) 管理運営の基準との適合性

① 募集要項及び管理運営基準に適した提案と計画

- ・本提案書、事業計画書に記載の内容は「**藤沢市青少年会館指定管理者募集要項**」及び「**藤沢市青少年会館管理運営の基準**」に適合し、網羅した内容となります。
- ・提案した内容については計画的に実行し、市の求める運営基準を満たすとともに、本財団が持つ特色や、各運営委員会が持つ地域の特色を生かし、さらなるサービスの向上に努めます。

(2) 特色ある提案

「本財団の専門性・スケールメリットを生かした特色」、「青少年会館運営委員会による地域の特色」を生かした施設運営、事業を展開します。

① 未来を担うこどもたちのために

「こどもまんなか」に配慮した取組 【再掲】

- ・こども家庭庁の示す「こどもまんなか」の取組に、本財団として「**こどもまんなか応援センター**」を宣言し、こどもの体力向上を図るとともに、こども一人ひとりが健やかで幸せに成長できる社会の実現をめざした事業展開に努めます。
- ・こども意見を大切にし、こどもが主役となる「こどもまんなかアクション」を意識しつつ、地域の特色を生かした事業を実施し、「こどもまんなか社会」の実現に取り組みます。



本財団・オリジナルマーク
「こども家庭庁承認済み」

就学援助世帯減額の実施 【再掲】

経済的に困難な家庭環境のこどもについては、藤沢市教育委員会の就学援助制度を基準に青少年健全育成の一部事業の**参加費を減額**し、負担の軽減を図ります。

児童クラブと連携したイベントの実施 【再掲】

本財団が運営する**児童クラブ（55児童クラブ）**と連携し、入所児童を対象に森のクラフトを体験できる機会を提供します。（児童クラブ交流会における体験ブースなど）

事業部門を横断した事業の実施 【再掲】

本財団のスケールメリットを最大限に生かし、青少年部門・スポーツ部門・芸術文化部門の事業における様々なイベントを対象とする「みらい横断ウルトラスタンプラリー」を実施します。また、興味の異なる分野の利用者に、他分野の事業を知る機会の提供と参加しやすい環境に努め、**小・中学生や親子世代の利用・参加を促進**し、新規利用者獲得につなげます。



みらい横断スタンプラリー

こどもの可能性を引き出す体験の場の提供

本財団は、令和5年度から藤沢市が実施する**サマースクール**事業者募集にエントリーし、実施事業者として選定されています。「宿泊キャンプ」、「インクルーシブスポーツ」、「ウクレレ」などの各種体験はスポーツ部門・芸術文化部門と連携することで**「こどもたちの可能性を引き出す」**多くのプログラムを用意し実施しています。

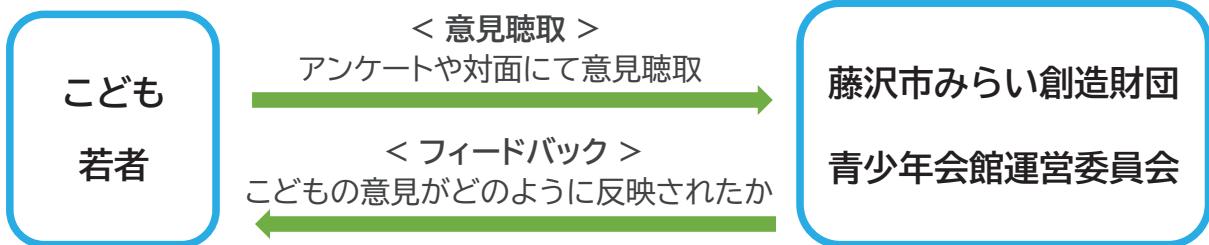


少年の森での宿泊キャンプ



②こどもからの意見をフィードバックした施設運営、事業の実施 【再掲】

青少年会館は「こども・若者が集まる施設」というメリットを生かし、大人だけでなく、利用する**こども・若者からアンケートや対話を通じて広く意見を聴取し**、こどもの意見や声を青少年運営委員会と協議のうえ、施設運営や事業内容に反映し、フィードバックします。



③地域に根差した取組の推進 【再掲】

- ・地域に根差した運営を通じて、青少年の健全育成と施設利用促進の両立をめざします。「青少年会館まつり」や「地域交流事業」などを地域団体や学校、自治会と協働して実施し、**地域とのつながりを深めるとともに、施設の認知度向上**と来館促進を図ります。
- ・地域の意見や課題を施設運営に反映するため、地域団体・学校長・自治会等で構成する**「青少年会館運営委員会」**を定期的に開催し、地域の声を生かした運営を行います。
- ・本財団は、前身である藤沢市青年協会から**30年以上にわたり培ってきた地域との信頼と絆を大切**にし、これをさらに深めながら、こどもたちが安心して成長できる**“地域で育てる青少年の拠点”**としての役割をしっかりと果たします。



青少年会館まつり

④青少年ボランティアステーション×チームFUJISAWAとの連携 【再掲】

こどもに関わるボランティアを希望する青少年のため、本財団独自の**「青少年ボランティアステーション」**を設置し、登録制で受け入れを行っています。主な活動としては、ボランティア機会を提供するとともに、事業実施の際のこどもリーダーや職員の補助的な役割を担って参加をいただいている。今後も藤沢市が行っている**「チームFUJISAWA 2020」**と連携し、ボランティアに興味のある青少年へ直接情報を届けるとともに、青少年がボランティア活動を通して自身の成長ができる機会を提供します。



青少年ボランティアステーション
登録者参加事業「自然体験活動」

⑤若年層の居場所としての機能強化 【再掲】

家庭や部活動等以外に行き場の限られる若年層に向けて、放課後の**「安心できる居場所」としての機能を強化**し、孤立・非行防止、次世代のリーダー育成や地域参加の接点づくりを図ります。**「みらいユースデー」**を設け、自習、雑談、ボードゲームなど多様な過ご方や気軽な相談・対話ができる体制を整備します。また、定期的に居場所コーディネーターを配置し、利用者同士の交流を促します。



みらいユースデー



(3)提案の実現性

本財団は運営委員会、青少年団体、青少年育成団体、その他関係団体と協働・連携し、青少年健全育成事業を計画的に実施し、提案を実現します。

①提案内容の計画的に実現

- ・本財団はこれまでの実績を生かし、基本的な施設管理、事業運営を図るとともに、本書「I 施設の効用の発揮」「(2) サービスの向上」に提案した時代のニーズに即したサービスについては、藤沢市、各運営委員会、関係機関と協働連携し、**計画的**に実施します。
- ・実施にあたっては詳細な調査のもと、**計画し、実現**します。

藤沢市青少年会館 各年度の事業計画

提案事項	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
施設利用時間の拡大 (P14ページ)	調査/検討/実施/改善				
若年層の居場所としての機能強化 (P15ページ)	調査/検討/実施/改善				
「こどもまんなか応援センター」 意識向上とアクションの展開 (P19ページ)	実施/検証/改善				
施設予約システムオンライン化 (P20ページ)	基本機能要件整理 藤沢市との調整	検証/試行	実施・改善		
財団ホームページの全面リニューアル (P20ページ)	調査/検討/実施/改善				
ユースのためのコンシェルジュ窓口の開設 (P21ページ)	連携団体の模索 調査/検討	検証/試行	実施・改善		
フードドライブ活動の展開 (P20ページ)	調査/検討/試行/改善	実施・改善			
キャッシュレス決済対応の自動販売機の設置 (P42ページ)	調査/業者選定/導入				

